

(いじめ・指導死の疑い)重大事態外部調査の再調査・再組織要望事案

★ 地方公共団体の長における再調査

平成 29 年 3 月 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2017/03/23/1327876_04.pdf

(武田資料 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/pdf/201703%20ijimejudajitai%20guideline.pdf>)

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査(当初の調査)の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

※北海道、佐賀県、宮崎県では、第三者委員会等の調査結果が出た後、被害者側の要望の有無にかかわらず、検討委員会で再調査の必要性を検討。（原則、一覧には含めない）

No.	事案発生日	適用	概要	調査委員会の設置・調査内容	調査委員	報告書・その後
① -1	2008/9/10	自殺 市教委	千葉県館山市の市立第三中学校の田副勝(たぞえしょう)くん(中2・13)が自殺。 男子生徒は小学校時代からいじめを受けていた。本人の希望で中学は隣の学区を選んだが、所属していた部活動などでいじめを受けていたという。 2008/9/29 学校は全校生徒を対象に、「学級意識調査」を実施。 市教委は「からかいなどいじめにつながる事実があったが、死に直接結びつく要因は分からなかった」と結論。	2012/9/ 父親が再調査を求める。 後任の校長が保存期間(5年)内に「学校意識調査アンケート」を廃棄していたことが判明。 市教育委員会が再調査。 2012/11/ 市教育委員会が小中学校時代の同級生にアンケートを実施。		2012/12/ 再調査の結果、「いじめと自殺との因果関係は判断できない」と結論。
① -2		自殺 市 第三者委	2013/6/13 市民団体が情報開示請求した文書に、市教委実施アンケートに「臭い、うざい、死ね」と言われていた等の記述があったが、公表されなかったことが判明。	2014/9/12 館山市は、遺族の要望を受け、第三者委員会を設置して再調査する方針を発表。 2016/3/ 第三者委員会「館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会」を設置。	2015/1/ 市と遺族が7回協議。 父親は6人の委員のうち3人の候補を提案しようとするが、市側は団体推薦にすべきとして名簿の受け取りを拒否。 委員長:	2018/9/10 市長に報告書を提出。 野球部の練習試合の帰りのバスで、他の部員に制汗スプレーを吹きつけられ「臭いぞ」と言われたことなどをいじめと認定。 自殺原因については、「本件生徒が学校生活において相当程度の精神的苦痛を受けていたことを踏まえると、学校が始まる、ということ

				<p>2017/11/ 第三者委員会の事務局を務める市の担当課長の息子が亡くなった生徒が所属していた野球部の1年下の部員(当時中1)であり、1年生のPTA 学年委員長を務めていたことが判明。PTA 役員は、男子生徒が自殺した後の保護者会の運営などにも関与していた。</p> <p>担当課長は、事務局としての辞令が出る前に上司に相談したが、「問題ない」と言われたという。また、第三者委員会の6人の委員にも説明したが、遺族には説明がなかった。</p> <p>http://www.city.tateyama.chiba.jp/soumu/page100040.html</p> <p>28 回会議</p>	<p>・大野 精一 星槎大学大学院教授(心理学)</p> <p>副委員長:</p> <p>・篠崎 純</p> <p>委員:</p> <p>・安藤 知史</p> <p>・岩田 泉</p> <p>・小澤 美代子</p> <p>・谷口 聡</p>	<p>が本件生徒をして自死を実行する最後の決断をさせたと推認するのが合理的である。特に、野球部内での出来事や本件生徒が2年次の夏休みの大半部活動を欠席していたことなどからすると、部活動が始まる、ということが本件生徒にとって大きな心理的負担となっていた可能性が高い。</p> <p>ただし、自死の原因のすべてが学校生活や部活動における問題にあったと断定するに足る証拠はなく、本件生徒が自死を決意した原因の全容は解明に至らなかった」とした。</p>
② -1	2011/6/9	自殺 県教委 第三者委	<p>愛知県の県立刈谷工業高校の山田恭平くん(高2・16)が、野球部顧問から呼び出された2日後に練炭自殺。</p> <p>1年の秋頃から、顧問教師の暴力を嫌悪する話を家族にしていた。</p> <p>2年になってすぐに退部を申し出たが、顧問に「逃げてただけだろう」と言われ却下された。</p> <p>5/末 部室で禁止されて</p>	<p>2012/2/ 県教委が調査委員会を設置。3名の委員名を公開せず、代理人弁護士との委員会への立ち会いを拒否。最初から部員や生徒への聞き取りはしないと明言。</p> <p>遺族は設置要綱の見直しを要求し続けたが、状況は全く変わらなかった。</p> <p>遺族が不信感をもち、解散。</p>	委員3名。氏名非公開	

		<p>いるトランプをしていた部員らが顧問から殴る蹴るの暴力を受けるのを見て強いショックを受けた。同日、恭平くんは練習試合で落球したため「ユニフォーム脱げ、消えろ」と怒鳴られグラウンド上でユニフォームを脱ぎ、翌日から部活へ行かなくなった。</p> <p>6/7 部員からのメールを通じて、顧問からの教官室への呼び出しを伝えられた。「とりあえず、ビンタ、タイキック、ゲーパンチ覚悟。覚悟しておきます。明日顔が腫れあがっても気にしないで」と返信したが、翌8日には恭平くんは頭痛を訴え学校を欠席。</p> <p>6/9「今日は行ける」と家を出たが学校には向かわず隣町で自殺。</p> <p>学校が県教委に提出した事故報告書には、部活で常態化していた顧問の体罰については全く書かれておらず、兄が高校野</p>			
--	--	---	--	--	--

			球を辞めたために野球に熱心な親からのプレッシャーで苦しんでいたと書かれていた(実際には、兄は吹奏楽部に所属。兄も保護者も野球に特別な関心はなかったという)			
② -2		自殺 知事 第三者	遺族が知事に、第三者委員会の設置を求める。	2013/4/ 知事部局に事務局を置き、新たな第三者委員会を設置。 2013/11/ 調査委員会設置要項を見直し、非公開としていた調査委の調査内容を「原則公開」に改め、委員の氏名も公表。弁護士など遺族の付添人の同席も認める。 18回の会議 自殺から約2年が経過しており、元同級生や野球部員 63人中聴き取りに応じたのは7人、アンケート 14人。「協力しない」と回答 19人。	委員5名。氏名公開。 委員長： ・福祉大学名誉教授 委員： ・弁護士 2名 ・大学精神神経科准教授 ・大学教育福祉学部教授 調査委員： ・弁護士 ・福祉大学教授	2014/2/4 知事に「県立刈谷工業高校生の自殺に関する報告書」提出。89頁 自殺の背景を、①健康上の問題(肩を壊したことと右手の甲を骨折したこと)、②野球部の雰囲気(顧問の指導方針や部員の取組姿勢のばらつきと時に体罰を含む指導)、③学業成績に関する親からのプレッシャーとした。 6月の時点で生徒は、軽傷ないし中等症のうつ病を有し、亡くなる前には、もうこれ以上が耐えられないところまで追いつめられていた。結果、野球部を辞めたいけれども辞められないという二律背反を解消するには自殺するしかないというところまで、思考は狭窄していたとした。 愛知県のウェブサイトで公開 http://www.pref.aichi.jp/0000068944.html
③ -1	2012/9/2	自殺 オンブズ	兵庫県川西市の県立高校の男子生徒(高2・17)が、自宅で自殺。男子生徒は複数の生徒から、教室の椅子に蛾を置かれたり、「ムシ」や	2012/9/24 遺族が、川西市子どもの人権オンブズパーソンに調査を依頼。 オンブズの調査権には制約があり、高校側が拒んだため、生徒への聞き取りはできなかった。	氏名公開。 オンブズパーソン	2013/3/28 70頁。 調査報告書を、遺族、高校、兵庫県教委に提出。 男子生徒が「学級内で孤立状態にあり、周囲の生徒や教員から支えがない中で一方的ないじめを受け続けた」とし、「自殺の原因となっ

			<p>「菌」と呼ばれたり、勝手に椅子や机を移動されたりしていた。</p> <p>生徒の自殺後、校長は遺族に対して「亡くなったことを学年集会で説明する際には、自殺ではなく不慮の事故だったことできないか」と打診していた。</p>	<p>学校のアンケート、関係生徒からの聞き取り書面、遺族と学校関係者との会話テープ、関係教職員からの聞き取り、その他の大人からの聞き取り、遺族からの聞き取り。</p> <p>26回の協議。</p>		<p>た可能性は極めて高い」と結論。</p>
③ -2	自殺 県教委 第三者委		<p>2012/11/1 県教委が、川西市内の県立高等学校における「いじめに関する調査及び再発防止に係る委員会」を設置。</p> <p>いじめの実態、いじめの背景及びいじめと自殺の関連について調査を行い、同様の事案の再発防止・予防に関する取組等について検討を行う。</p> <p>学校が行ったアンケートや関係生徒からの聞き取り書面、県教委や他高校の関係教職員からの聞き取り、遺族からの聞き取り。</p> <p>加害生徒3人を含む関係生徒9人からの聞き取り。</p> <p>会議 21回</p>	<p>委員4名。氏名公開。</p> <p>委員長： ・県臨床心理士会会長(大学健康科学部心理学科教授)</p> <p>委員： ・県立大学環境人間学部教授 ・大阪弁護士会 弁護士 ・「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」委員</p>	<p>2013/5/2 報告書を県教委や同校校長に提出。</p> <p>男子生徒が同級生3人から「虫」とあだ名を付けられたり、虫の死骸を椅子に置かれたりするいじめがあったと認定。</p> <p>いじめが無力感を生み、孤立感を強めたとしたが、遺書など生徒本人の記述が残されていないなどとして「(いじめと自殺を)一直線に結びつける明らかな事実は見いだせなかった」と因果関係を否定。</p> <p>学校側は同級生3人について問題がある生徒とは認識していなかったとし、事前に「いじめを疑うべきだったとは断定できない」とした。また、問題発覚後の保護者会などで、自殺について「不慮の事故」と説明していたことにも、遺族への配慮が不足していたとしながら、「隠蔽の意図はなかった」と結論。</p> <p>2013/5/ 両親が調査報告書に 10 数力所の事実の誤りがあるとして、学校へ修正を申し入</p>	

						れていたことが判明。
③ -3		判決を受けての追加報告	<p>両親が、いじめが自殺の原因だったなどとして、元同級生3人や県などに計約 8800 万円の損害賠償を求め提訴。</p> <p>2016/3/30 神戸地裁で、伊良原恵吾裁判長は「悪質ないじめで精神的苦痛を生じさせた」としていじめを認め、県と元同級生3人に計 210 万円の支払いを命じた。</p> <p>学校側の責任については「いじめを容易に認識することが可能だった。いじめ行為を発見するための措置を漫然と講じなかった」とし、安全配慮義務違反があったとした。</p> <p>また、自殺後に生徒指導担当の教員が「遺族は全然理解してくれない。このままでは学校がつぶれ、修学旅行にも行けない」などと授業前に別のクラスで生徒たちに話し、両親に精神的苦痛を与えたと認定。</p> <p>一方、いじめと自殺の因</p>	<p>民事裁判の判決で、いじめと自殺の因果関係については、「合理的な疑いを挟む余地はない」とし、同級生3人と県に損害賠償の支払いを命じたことを受け、学校は地裁の判決文などを引用し、いじめと認定された行為を明記し、自殺といじめとの関連を認める記述を盛り込んだ追加報告書を提出。</p>		

			果関係については、「合理的な疑いを挟む余地はない」としたものの、「自殺までは予見できなかった」と、法的責任はないとし、生徒が受けた精神的苦痛に対する慰謝料にとどめた。		
④ -1	2013/3/28	自殺 J20130328	<p>奈良県橿原市で公立中学校の女子生徒(中1・13)が自殺。残された携帯電話には「みんな呪ってやる」と送信されないままのメールが残されていた。</p>	<p>橿原市立中学校生徒に係る重大事態に関する調査委員会設置条例 http://www.city.kashihara.nara.jp/reiki/reiki_honbun/k406RG00000712.html 市教育長が「いじめと自殺の因果関係は低い」と発言したことに遺族が反発。市長部局下での調査委設置と、委員の半数を遺族推薦に基づいて選ぶことを求めたが、市教委は拒否。 2013/7/5 調査委員会発足。市教委が、3人の委員と、6月末まで市の顧問弁護士だった人物に委員を委嘱。 6月末まで市の顧問弁護士を務め、7月に調査委の委員に就任した弁護士は、戸籍などを利用し、親族の住所に調査への協力を求める文書を送付していたことが判明。 委員3人が連名で市教委あてに批判文書を送付。「委員会発足前より、訴訟を想定した体制に入っていた」と告発。 2013/7/29 元顧問弁護士は辞任。 2013/9/17 市教委が委員3人を解</p>	<p>旧委員は、臨床心理などが専門の大学教授2人と元市顧問弁護士1人、小学校教諭1人の計4人。</p>

④ -2				<p>任。</p> <p>2013/11/18 教委と遺族とで委員を選び直し再発足する。</p> <p>校長、教頭、教諭等学校関係者、生徒、保護者、市教委関係者、県教委関係者、市当局及びその関係者など、105名から聴取。</p> <p>最終盤になって、学校・教委が当初、「ない」と言い続けていた重要な資料が相当量提出された。</p>	<p>新委員は、団体推薦の4名。氏名公開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・弁護士 ・大学准教授 ・大学教授 	<p>2015/4/23 183頁</p> <p>いじめを認定。2学期頃には「嫌なことをされ」始め、3学期頃までには「仲間はずし」「嫌なことを言われる」「無視」などが断続的に行われていたと判断。これらは対面での言葉や行為だけでなく、LINE を使う方法でもされており、相当程度のものであったことが認められる。</p> <p>家族による虐待を否定。</p> <p>自殺に至った要因について、「学校における友人らとのトラブル、部活動における葛藤、家族などを背景に、精神的疲労が蓄積。孤立感、無価値観や他者に対する怒りの感情と、自らが置かれている状況、抱えている問題がどのようにしても解決することなく永遠に続くとの思いに囚われ、それから逃れるには死しかないという視野狭窄に陥り、衝動的に自死に至ったと考えられる」とした。</p> <p>その上で「生徒の性格特性、思春期における発達上の諸問題も寄与している」と判断。</p> <p>いじめや家族に対する不満や苛立ち、他の生徒からの中傷等が自死の要因になっていると認定したが、自死の直接の原因とまではいうことができないと判断。</p> <p>市教委の対応について、責務を放棄して、本通知内容にことごとく反する行動を取っていた。遺族の切実な思いを真に受け止めようとせず、また、初動調査が不十分なまま、本件自死の要因が本校ではなく家庭にあると即断</p>
---------	--	--	--	--	---	---

						<p>していた。</p> <p>市長に至っては、遺族と対決姿勢を示し、旧調査委員会に、市の顧問弁護士を送り込むことによって、損害賠償請求訴訟対策を講じようとしていたものであり、強く非難されるべきであるとした。</p> <p>報告書 http://www.city.kashihara.nara.jp/gakkokyoiku/20150423houkokusyo.html</p>
⑤ -1	2013/8/17	自殺 J20130817	<p>熊本県熊本市の県立高校の寮で暮らす女子生徒(高1・15)が、夏休みに帰省中、上天草市内の自宅で自殺。</p> <p>私物を隠されたり、ラインで体に危害を加えることをほのめかされたりした。</p> <p>県教委が自殺を公表したのは、1年2か月後だった。</p> <p>2014/9/ 学校が校内に設置した調査委員会はラインへの書き込みなど4件の行為をいじめと認定する中間報告。</p> <p>警察がライン上で生徒を脅迫する書き込みをした疑いで同級生1人を書類</p>	<p>2015/2/22 県教委は、公平性と中立性を確保するため、県教委から派遣された臨床心理士を委員長とする専門家など3人を加えた「学校調査委員会」を設置。</p> <p>いじめと自殺との因果関係などを調べる。</p> <p>調査委員会は、遺族や生徒、教職員ら計30人から聞き取りを実施。</p>	臨床心理士の大学准教授の他、社会福祉士、弁護士、校長、保護者会会長の計5名。	<p>2016/2/26</p> <p>調査委員会は「いじめの事実を認めるものの、遺書など明確な資料が残されていないことから、自殺の直接的な原因とは認めがたい」という調査結果を遺族に報告。</p> <p>調査委員会は、学校が最初に設置した調査委員会がいじめと認定した内容</p> <p>同じ寮の同級生による同年5月ごろからの(1)身体的特徴をからかう言葉や「レスキュー隊呼んどけよ」と脅すようなLINEへの書き込み(2)入浴セットを隠す(3)スマートフォンの無断使用(4)中学の卒業アルバムに落書きの4件に加え、(5)生徒の身体的特徴を上級生が笑ったことの計5件をいじめと認定。</p> <p>調査委員会は加えて、LINEグループの画像に生徒の画像を使用し、生徒を中傷するような侮辱的なグループ名をつけたことを、新たにいじめと認定。</p> <p>いじめは両親や寮の舎監長などの介入で現象面は解消したが、本人は本心から納得して</p>

			送検。 2014/8/ 女子生徒の父親が自殺。			おらず、心身の強度を低下させた。学校から「トラブルは解決した」と伝わっていた両親は、退寮の強い願いをかなえる判断をせず、生徒は絶望感から「うつ状態」になり、何らかの理由で自殺に至った可能性が高いと判断。なお、いじめの大半は女子生徒と同級生の口げんかの延長だったと断定。女子生徒は寮の上下関係に対する違和感や寮内の仕事への負担感から寮生活に適応できず、一部生徒との間でトラブルが続いていたとの見方も示した。 県教委が自殺を公表したのが1年2カ月後と遅れたことが、真相究明の障害になったと指摘した。 2016/7/ 遺族は、県と、LINEに書き込んだ元同級生1人を相手取り、慰謝料など数千万円の損害賠償を求め提訴。
⑤ -2	2013/8/17	自殺 県 再調査	2016/3/11 遺族が、調査委に校長らが含まれていたことなどから「公平中立な調査ではなかった」などと反発。第三者委員会の報告を不服として、再調査を求める意見書を県に提出。	2016/3/29 県は、調査の検証を含む第三者委員会の設置を決定。	大学教授や弁護士ら5人の有識者 委員長・古賀 倫嗣(のりつぐ) 熊本大学教育部授 坂本 邦彦 坂本邦彦弁護士事務所 紫藤(しとう) 千子(ゆきこ) 紫藤社会福祉士事務所 高原 朗子(あきこ) 熊本大学教育部教授 横田 周三 医療法人横田会向陽台病院理事長	2017/7/14 報告書を知事に提出。女子生徒へのいじめを認めた上で、「自殺の直接の原因は特定できない」としていじめと自殺の因果関係は不明とする調査結果を答申。第三者委は、学校調査委が認めたいじめ5件に加えてライングループのトップ画面に女子生徒の顔写真を掲載し、グループ名を屈辱的な名称に変更した1件を新たにいじめと認定。いじめと自殺の因果関係を不明とした理由については「遺書など事実を明確化する資料が残されていない」などと説明。一方、いじめなどが「『寮生活を続けたくない』

						<p>と思うきっかけになったことは否定できない」と指摘。寮を出るのが難しいことから「うつ状態が改善されないまま自死につながったのではないかと考えられる」とした。</p> <p>熊本県ウェブサイト https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=20479&sub_id=1&file=114697</p>
⑤ -3	2013/8/17	自殺		<p>県のいじめ防止対策審議会が、重大事案発生時の調査主体や寮の管理のあり方を審議。</p>	岩永靖・九州ルーテル学院大准教授	<p>2017/11/24</p> <p>答申では、公平・中立な調査をするために、第三者委員会などが調査を行うべきだとし、自殺には至らない重大事案についても、必要と判断すれば調査をするとした。</p> <p>寮の適正管理については、慣例化した寮規則を明文化して入学前の生徒や保護者に情報共有することなどを提言。授業や部活を受け持つ教諭が寮まで管理するのは難しいとして、新たに寄宿管理業務職員を配置することも提案。</p> <p>県教委は、寮を設置している県内13校の校長会議を9月に開き寮規則について調査を始めるなど、一部で対応を進めている。</p>
⑥	2011/4/- 2013/9/	いじめ 不登校	<p>広島県尾道市の市立中学校の男子生徒が、入学直後から数人の生徒に差別的な言葉や暴力、「死ね」などの暴言を受け、3年生の2学期から</p>	<p>2014/3/17 男子生徒の要望を受け、市教委は、いじめ防止対策推進法*2に基づく調査委員会を設置し事実関係を調べる。</p> <p>2014/5/7 男子生徒側が、要綱や人選決定までの経緯が情報提供され</p>	<p>弁護士や大学教員ら4名。 委員長:上土 圭一 弁護士</p>	<p>2016/10/7 市教委が設置した「いじめ問題調査委員会」が調査報告書を提出。</p> <p>元生徒が訴えた111件中、24件のいじめを認定。</p> <p>2011年10月から2013年8月までの差別的な言葉や蹴るなどの行為を、委員全員がいじめ</p>

			不登校になったほか、ストレス性の疾患を発症するなどした。 (2014/3/ 卒業)	ず、「中立性が担保されておらず不当」として、委員に対する謝金などの支出差し止めを求める住民監査請求を提出。 2014/7/1 監査委員は「市教委は県教委や文部科学省に確認しながら第三者委を設置した」とし、違法性はないと判断。		と認定。 男子生徒は複数の生徒から暴言を受けるなど継続的ないじめを受け、長期の欠席を余儀なくされた、元生徒を加害者扱いするなどの対応で、元生徒や保護者が学校への不信感を募らせたとして、いじめが原因で不登校になったと、不登校との関連を認めた。 また、教員による校内の見回りや監視などの学校側の対策は不十分で、男子生徒の苦痛を受け止めようとする姿勢に配慮の欠けたところがあったとした。 いじめを行った生徒に定期的に指導を行うことや、いじめに関わっていない生徒も含めた学校全体での取り組みの必要性を提言。 10/7 男子生徒と保護者ら 4 人は、生徒は謝罪や再発防止を求める意見書を市に提出。学校や教育委員会の対応などについて市の総合教育会議でさらに検証するよう求めた。保護者らと会見した男子生徒は、「学校から見放され、誰も助けてくれませんでした。市には、いじめの再発防止に向けて取り組んでほしい」と話した。
2013 年 9 月 28 日 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）施行						
1-1	2013/11- 2014/1/	いじめ 不登校	新潟県糸魚川市の市立糸魚川中学校で、1年時にいじめにあい、一時入院していた男子生徒(中3・15)が、4人の同級生から繰り返し「くさい」と言	2014/8/ 市教委は「重大事態」と判断。いじめ問題調査委員会を発足させた。 生徒は既に入院中で、担任の報告が遅れたことなどから、同級生らへの聞		2015/2/26 報告書を市教委に提出。同級生4人から繰り返し「くさい」と言われるなど言葉によるからかいやかからかい行為などのいじめの事実があったことを確認。不登校との因果関係を認定。 学校側の対応の不備を指摘。2013 年 11 月末

			<p>われるなどのいじめを受け、2014年1月から登校できなくなる。 2014年7月～12月、精神疾患で入院。いじめが原因とされた。</p>	<p>き取りが十分にできなかった。</p>		<p>には生徒が担任に訴えていたが、担任から校長への報告は約2か月後だった。 市教委に対しても、生徒の保護者が説明を求めるまで報告していないなど不信感を招いたとして、「隠蔽を疑われても仕方ない不適切な対応だった」と指摘。 教育委員会の対応についても、初期対応は保護者から相談があってからであり、対応が遅く、不信感を招いたとした。 報告書概要 http://www.city.itoigawa.lg.jp/6260.htm</p>
1-2		いじめ再発	<p>2015/10/10 市長と市教委、学校側が保護者に謝罪し、再発防止を約束。 2015/12/20 再び11月に、別の同級生6人の陰口などのいじめがある。 他の生徒から教師に相談があって発覚。 男子生徒は「適応障害」と診断され、再び学校に通えなくなった。 さらに別の生徒も、6人のうちの1人からいじめを受けて不登校となっていることが、判明。</p>	<p>市教委は、2つのいじめを重大事態と判断し、内部に人権擁護委員らによる調査委員会を設置して調査。</p>	<p>人権擁護委員ら</p>	
2-1	-2014/3/	いじめ不登校	<p>北海道札幌市の市立中学校の男子生徒(中2)が、同級生からいじめを受けて不登校になる。</p>	<p>2014/3/ 保護者から、いじめによる不登校であるとの申立てがある。 2014/10/6 いじめ防止対策推進法に</p>	<p>氏名公開 委員長:仲 真紀子 北海道大学大学院文学研究科教授 副委員長:馬場 政道(せいどう)</p>	<p>2017/3/10 父親が申し立てたいじめ4件のうち2件をいじめと認定。学校側や市教委の対応の問題も認められた。</p>

			父親によると、男子生徒は小学校高学年から嫌がらせを受けており、中学進学後もいじめが続き、差別的な暴言や性的ないじめを受けて、中学2年生から3年生にかけて不登校になったという。	基づく「重大事態」の疑いがあるとして、市教委は有識者で構成する調査検討委員会を設置。	札幌協和法律事務所 弁護士 委員 戸田 まり 北海道大学札幌校教授 氏家 武 医療法人社団 北海道こども心療内科 氏家医院 院長 牧田 浩一 北星学園大学社会福祉学部 准教授 橋本 圭代 エンゼルキッズ こども家庭支援センター 主任相談員	しかし、不登校との関係について「(いじめが)直接の原因となって起きたと考えることはできない」と結論づけた。 男子生徒への聞き取りや教諭間での引き継ぎが不十分だったと指摘した上で、聞き取り調査の手順見直しやいじめ対策チームの設置など再発防止への提言を盛り込んだ。 http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/sidou/jidous_eito/huzokukikan/documents/houkokusyoh2901.pdf 報告書のうち公表されたのは40頁のみ。 いじめの事実認定や不登校といじめの関連性を検討した部分などは非公表。
2-2		道審議会 再調査拒否	不登校の直接の原因はいじめではないとしていることなどから、保護者は市教委に再調査を求める意見書を提出。	道の付属機関である「北海道いじめ調査委員会」で調査審議。		2017/12/ 審議会は、「必要な調査報告は行われている」と判断。再調査の必要性はないと回答。
3-1	2013/6/- 2014/4/	いじめ 不登校	愛知県の私立中学校で、2013年6月、生徒(当時中2)のロッカーが複数の生徒から蹴られるという嫌がらせ行為があった。同年10月には、当該生徒の自宅に「学校をやめてしまえ」という内容を含む匿名の中傷の手紙が送られた。手紙の差出人が特定できない状況の	2015/1/ 学校は、いじめによる重大事態として、愛知県知事に報告。	学校関係者。 調査終了直前に、第三者を加える。	2015/6/ 愛知県知事に、学校の調査結果を報告。

			<p>中で、当該生徒は休まず通学していたが、2014年2月頃から徐々に不登校に陥り、3年生に進級した同年4月からは欠席か遅刻という状況になった。</p>		
3-2	不登校 知事 再調査		<p>2015/11/ 愛知県は、「愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例」に基づき、学校の設置者又はその設置する学校が調査を行った結果について、知事による調査を行う機関として「愛知県いじめ問題調査委員会」を設置。</p> <p>2015/12-2016/7/ 6回の委員会。</p> <p>学校が行った調査に関する、(1)調査のプロセスや方法、(2)調査の分析、(3)再発防止策について、国の基本方針等に基づいて、適切に行われたかどうかを検証。今後の学校現場におけるいじめの未然防止や早期発見、重大事態が発生した場合の適切な対応に役立てるため、検証結果を踏まえ、提言を行う。</p>	<p>6名。氏名公表 委員長：今津孝次郎(愛知東邦大学教授) 委員長職務代理者：熊田登与子(弁護士) 委員： 本城秀次(名古屋大学名誉教授) 吉川雅博(愛知県立大学教授) 萬屋育子(非営利活動法人CAPNA 理事長) 専門委員： 山田麻紗子(日本福祉大学客員研究員)</p>	<p>2016/7/29 再調査結果を発表</p> <p>①初期対応について、「学校は、ロッカーが蹴られる事件、匿名の手紙の事件について、把握していたにもかかわらず、相互に関連づけて検討することをしていない。加害生徒による謝罪によって事件を終わらせるだけではなく、一連のいじめを想定して、より早期に対応することを検討すべきであったが、そうした対応がなされなかった。</p> <p>②重大事態の調査開始時期についても、中学3年の早い時期において、重大事態の目安である30日は超過していたと思われ、より早期に調査すべきであった。</p> <p>③組織による対応は十分になされていなかった。</p> <p>④組織の構成は、調査に第三者を加えたのは、調査を終了する直前であり、より早期の適切な時期に第三者の参加がなされるべきであった。</p> <p>また、学校調査の分析について、いじめの背景や生徒の人間関係について十分な調査を行わなかった結果、原因についての分析がなされなかったなどとした。</p>

						<p>概要版</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/soshiki/gakuji/jjimecho usa2.html</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/218928.pdf</p>
4-1	2014/4/9	自殺 検討委員会	<p>東京都葛飾区の区立新宿(にいじゅく)中学校の男子生徒(中3・14)が自殺。</p> <p>区の調査で、男子生徒が複数の生徒に霧吹きで水をかけられたり、ズボンを脱がされそうになったりしていたことが判明。</p>	<p>2015/2/4 両親の代理人弁護士が、区教委に再調査を求める文書を送付。</p> <p>2015/3/18 区教委の「いじめ・不登校対策検討委員会」で検討。</p>		<p>2015/3/18 区教委は調査委員会を開き、「直前の行為はいじめではなく、因果関係はない」と判断。</p> <p>区教委は、両親からの抗議を受け、その後、直前の行為をいじめと認めたが、それ以前のいじめや遺書が見つからなかったことなどから、「自殺との因果関係はない」と結論。</p>
4-2		自殺 区 再調査	<p>両親が区長に再調査を要望。</p>	<p>2015/9/ 区は再調査を決定。 http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000088/1011164/1011165.html</p> <p>2016/3/28 区議会で、「葛飾区いじめ調査委員会の設置に関する条例」を制定。 いじめ防止対策推進法(第30条)の規定による再調査を行うため、「葛飾区いじめ調査委員会」を設置。 いじめと自殺との因果関係を含めた調査を行う。</p> <p>ヒアリングやアンケートなどを実施。</p>	<p>5名 氏名公開 委員長:平尾 潔 弁護士 委員: 飛鳥井 望 精神科医 木村 文幸 弁護士 杉浦 正幸 私立高等学校教諭 横湯 園子 臨床心理士</p>	<p>2018/3/28 97 頁 第三者調査委員会は、いじめ防止対策推進法が定めたいじめの定義「児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」という定義は、早期発見のためいじめを広範囲に定義しており、社会通念上のいじめとかけ離れ、適切でない」として、当該生徒が部活動で他の部員から「水をかけられ、ジャージを下そうとした」などの行為は、「社会通念上のいじめではない」とする報告書を提出。 報告書などによると、当該生徒は、4月9日、部活動の話合いで、所属チームが決まらず、大会に出られなくなる可能性が高くなり、座り込んで動かない状態になった。部員たちか</p>

				<p>計 19 回の会合。 のべ 79 人の生徒にアンケートを送付。 のべ 60 人が返送。</p> <p>アンケート回答者のなかから、内容に応じて 19 人を選び、部員 7 人、クラスメイト 9 人、その他 1 人に対し、ヒアリング。</p>		<p>ら、霧吹きで水をかけられ、ジャージを下されそうになるなどしたあと、学校からいなくなり自殺。</p> <p>調査委員会は、当日のチーム決めの話し合いは平穩に行われていたうえ、部員たちの行為は「日常的なふざけ」という共通認識であり、男子生徒を覚醒させるためだったとして、いじめではないと結論。自殺は「チームが決まらなかったことが原因となり、衝動的に及んだ」と推定。</p> <p>答申概要 http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000088/1011164/1017529.html</p>
4-3	自殺 区 見解	3月に報告書が発表された後、内容に関して区に数十件の問い合わせがあり、大部分は「いじめと認定すべきではないか」という意見だった。			<p>2018/6/7 区長が記者会見を開き、第三者委員会の答申を覆し、区としての見解を発表した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第2条第1項に規定する「心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいじめの定義とする。 2. 調査委員会の調査結果と同様、当該生徒の自死の原因はチーム決めであると推定される。 3. チーム決め後、生徒たちが行った、霧吹きで水をかけ、ピンポン球を当て、ジャージを下ろそうとするなどの行為(以下「一連の行為」という。)は、法の「いじめ」に該当する。 4. 生徒たちの一連の行為が当該生徒の自死への衝動に影響を与えた可能性は、否定で 	

						きない。 http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000088/1011164/1018166.html
5-1	2011/8/ - 2014/5/28	不登校 市教委 常設 第三者	神奈川県横浜市で、2011年3月11日の東日本大震災における東京電力福島第一原発事故で、福島から自主避難した男子生徒(中1・13)がいじめを受けて不登校になる。2011/8/ 男子生徒は小2で横浜市立小学校に転校。直後から名前に菌を付けて呼ばれたり、蹴られたりするなどのいじめを受け、小3になって一時、不登校になった。小5の時、同級生から「(原発事故の)賠償金をもらっているだろう」と言われ、ゲームセンターでの遊興費などを負担。1回当たり5万~10万円を約10回、10人前後に支払ったと証言。その後、不登校になる。2014/5/28 保護者が学校にいじめの訴え。2015/12/16 保護者が重	2015/12/16 男子生徒側が、いじめ防止対策推進法に基づく調査を市に依頼。市教育委員会が第三者委員会を設置。2015/12/28 学校から「重大事態報告書」提出。2016/1/5 市教育委員会から、いじめ問題専門委員会へ調査の諮問。 会議7回、聞き取り6回。 ・至近の1年余り当該児童は不登校状態になっており、加害を疑われる児童との接触はなく、教員との接触もない状況から、当該児童の学年を対象としたアンケート調査は正確なデータが得られる保証がないために行わない。 ・調査開始時期が小学校6年生の3学期で、小学校の卒業及び中学校の進学を控え、情緒的に不安定になりやすい時期であることを配慮し、当該児童とその保護者の聞き取りを優先し、加害を疑われている児童及びその保護者には聞き取りをしない。 学校関係者、教育委員会専門相談員、	常設の教育委員会付属機関「横浜市いじめ問題専門委員」 委員長: 国立大学名誉教授(教育) 副委員長: 大学教授(教育) 委員: ・弁護士(法律) ・県立保健福祉大学教授(福祉) ・弁護士(法律) ・児童精神科医(医療) ・児童相談所担当部長(医療) ・大学教授(心理) ・大学教授(心理)	2016/11/2 答申 27頁 当該児童が転校してきた小学校2年生の時期や不登校から再登校を始めていた小学校4年生の時期に、同じ学級の特定児童から「〇〇菌」と呼ばれたり、鉛筆を折られたり、ノートがなくなったり、蹴られたり、ものさして叩かれたり、階段で落とされそうになるなどの「いじめ」を認定。小学校5年生の4月から5月にかけて、プロレスごっこと称して、数人から叩かれるなどの行為を「いじめ」と認定。 一方、当該児童が金品をおごる行動の要因に「いじめ」が存在していたと認めるものの、おごりを「いじめ」とは認定しなかった。 学校側について「原発事故からの避難で内面的な問題を抱えた生徒への配慮に欠け、積極的に対応する姿勢がうかがえない」と指摘。金銭の授受そのものはいじめと認定していないが、いじめから逃れるためだったと推察できるとし、事態を把握しながら指導しなかったことを「教育の放棄に等しい」と批判した。市教委に対しても、重大事態と捉えず調査の開始が遅れ、生徒への適切な支援が遅れたとした。 その後の不登校は、「いじめ」だけが直接的な要因となっているものではないが、いじめ事案、不登校事案、非行・虐待事案の複合したも

			大事態の申し入れ。	学校教育事務関係者からの聞き取りと、小学校から提出された書類等の分析・検討で判断。		<p>のであり、学校側の個別的な児童理解の不足から生じた当該児童の保護者との情緒的齟齬が解決しないままに混乱し、長期化したものと考えられると結論。</p> <p>横浜市議会資料 http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/pdf/siryoyj4-20161212-ky-43.pdf</p>
5-2		市・教委 内部検証 改訂	2017/1/10 保護者と当該生徒が市に、同級生に約150万円の遊興費を負担した金銭被害についても、市がいじめと認定するよう意見書を提出。2017/2/ 男子生徒は市長あてに手紙を出す。	2016/12/ 市と市教委が、内部検証		<p>2017/2/13 教育庁は、男子生徒が同級生らにおごられたとする金銭授受を「いじめと認定できない」としてきた見解を撤回し、「金銭授受もいじめの一部として認識する」と述べて謝罪。</p> <p>第三者委が、市教委のホームページなどで報告書の公表を制度化するよう求める意見書を提出。2017/3/31 ホームページ上で報告書を公開 http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/jidoseito/houkokusho2.pdf</p>
6-1	2014/7/4	自殺 県教委 第三者	<p>青森県八戸市の県立八戸北高等学校の女子生徒(高2・17)が医療機関受診後に登校し、昼休みにいなくなった。</p> <p>7/8 八戸沖で遺体発見。</p> <p>女子生徒は、「存在自体がうざい」などと中傷されたことを記したと思われる表現をノートに残して</p>	<p>県教委は、施行されたばかりの「いじめ防止対策審議会条例」(2014/7/7)に基づき、有識者でつくる第三者機関「県いじめ防止対策審議会」を設置。委員の任期は2014/7/30から2016/7/29までの2年間。学校の調査と並行して、いじめの有無や問題の背景、再発防止策を検討する。</p> <p>審議会が事実関係の調査の最終報告を出した後、県教委が知事に報告。知事が専門家の意見や遺族の意向など</p>	<p>委員7名。氏名公開。 委員7名。氏名公開。 会長:内海 隆(うちうみ たかし) 青森大学教授 会長職務代理者:関谷 道夫(せきや みちお)青森県臨床心理士会会長・学校法人弘前厚生学院院长 委員: ・沼田 徹(ぬまた とおる)弁護士</p>	<p>2014/12/23 95 頁 第三者機関は、いじめが疑われる21項目中、無視やいやがらせ、LINE で悪口を言っていたことなど7項目をいじめと認定。</p> <p>一方で、「いずれも顕著な悪質性を認めるには至らず、程度の差はあれ、集団生活の中で不可避免的に生じる人間関係上の衝突の範疇にある行為、あるいはその延長線上にある言動であると判断。</p> <p>「死に至った過程や背景」として、「『人間関係のトラブル』において、いじめに相当する行為</p>

			いた。 今年1月、女子生徒の母親は「(複数の生徒との)人間関係に悩んでいる」と学校に相談していた。	から再調査が必要と判断した場合、知事付属の「県青少年健全育成審議会 いじめ調査部会」において再調査が始まる仕組み。 2014/8/26 会長は摂食障害と死亡の関係を精査すると表明。 2014/11/ 当初予定していた中間報告をとりやめ、最終報告をあげる。	・田中 治(たなか おさむ)県立精神保健福祉センター所長(医師) ・奈良 秀夫(なら ひでお)青森社会福祉士会会長 ・住吉 治彦(すみよし はるひこ)県高等学校PTA連合会会長。 2014/8/21 荒谷 雅子(あらやまさこ)精神科医を新たに臨時委員として委嘱。(3回目から参加)	はあったと判断するが、自殺はいじめにより直接的に引き起こされたものではなく、重度の摂食障害と抑うつ、体調不全、友人関係、学業成績、孤立への不安、自尊心や自己評価の著しい低下などの幾重にも重なった複合的因子により惹起された」と結論。 「本事案によるいじめと摂食障がいとの直接的な因果関係は認められなかった」「本生徒の死を『いじめられたから自殺した』と考えるのは、むしろ本生徒の17年間の人生を正當に評価していないと考えられる。本生徒は、もっと多くの困難と必死に闘っていた」とした。 【概要】 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/houkoku1.pdf
6-2	自殺 知事 第三者	県教委第三者機関は摂食障害について、「中学時から素地があった」としていたが、両親は「いじめで摂食障害が始まった」との主張。中学時から摂食障害の素地があったことの根拠が全く説明されていない。中学時にはそれに該当する言動や行動はなく、「いじめと摂食障害の直接的な因果関係は認められなかった」とする見解は到底認められるものではない	2014/8/1 いじめ防止対策推進法に基づき、青森県青少年健全育成審議会が知事付属の第三者機関「県青少年健全育成審議会 いじめ調査部会」を設置。 2014/12/28 県知事が、「両親の心情を第一に考え、再調査が適切と考える」として、再調査に着手。 県教委の最終報告書を基に、独自の追加調査を行う。 疑問が残る部分に焦点を当てて審議する。追加調査として、 ・遺族への聴き取り ・県教委対象以外の生徒を含む生徒の聴き取り	7名。氏名公開 知事部局が選出 部会長:宮崎 秀一 弘前大教育学部教授 ・石橋 修 学院大学長補佐で同大ビジネス学部教授(子どもの権利論) ・船木 昭夫 青森大学社会学部教授(精神保健)で精神保健福祉士 ・栗林 理人 弘前大子どものこころの発達研究センター特任准教授で精神科医 ・高橋 育子 臨床心理士 ・田村 良 弁護士	2015/3/3 報告書 60 頁 ・摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と判断。 ・高校入学後に、いじめや友人関係のトラブル、学業成績といったストレス要因が発生し、その一方で、居場所や絆といった環境要因が弱体化したことにより、摂食障害が発症し、重症化していったと判断。 「いじめは自殺の直接原因とは言えず、摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と考えられるが、高校入学後のいじめなどのストレス要因の発生と、居場所などの環境要因の弱体化により、摂食障害が発症し悪化していったと考えられることから、いじめと自殺の間には、一定の因果関係があったものと推察する」と結	

			とした。 中学時代の同級生や教職員から署名を集めて提出した。	・無記名アンケート ・高校入学以前からの親しい友人や関係者の聞き取りを行う。	・佐藤 江里子 県PTA連合会理事	論。 【概要版】 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seishonen/files/saityousa-houkokusyo-gaiyou.pdf 県教育委員会は、県教委の調査と知事部局の調査は、「今の法律から言ってふたつの報告書は独立した機関の出した結果であって、後に出されたほうが優位とされる訳ではない」とする。
7-1	2014/8/20	自殺 県教委 第三者	鹿児島県鹿児島市の県立高校の男子生徒(高1・15)が、夏季課外授業の期間中、自宅で首をつって自殺。 自殺後、保護者は初めて学校から、男子生徒が1学期末から夏休み中の夏期講習にかけて計7日欠席していたことを知らされた。 学校が男子生徒の友人を中心に聞き取りし、「学校生活に問題はなかった」と結論。 2015/3/ 半年後、遺族の要望で、同学年の生徒や同じ部活動の生徒にアンケート調査を実施した結果、「かばんに納豆	2015/6/ 保護者が「いじめによる重大事態が発生したと思われる」として第三者委員会の設置を申し立てる。 2015/12/17 県教委が第三者調査委員会を設置 聞き取りの対象は、教員や県教委関係者が 95 人(内教職員 88 人)。家族、生徒は6名(内生徒 3 人)。 同学年の生徒にアンケート調査。 記名式で、 ①事案発生時の学級、②事案発生時の部活動、③出身中学校、④当該生徒との関係性、⑤当該生徒に関わるエピソード、⑥何等かの情報を得ている場合の情報入手経路、⑦自由記述	弁護士や臨床心理士ら5人 委員長:大坪治彦・鹿児島大教授(学校臨床心理学) 赤崎 安隆 病院理事長・委員長(精神医学) 片平 眞理 鹿児島県臨床心理士会 鴨志田 佑美 (弁護士) 地頭方 匡(じとうほう たくみ) 鹿児島県人権擁護委員連合会会長	2017/3/30 かばんの棚に未開封の納豆巻きが置いてあった▽隠されたスリッパがトイレから見つかったーなどの事実を認定。しかし、葬式の時の生徒発言は「発言者や意図が不明」として「いじめがあったとは断定できない」と結論付けた。「いじめが疑われるエピソードについて、当時の在校生や教職員らに聞き取り調査などをしたが、(裏付けるまでの)材料はなかった」として、いじめを受けたと断定することはできず、自殺との因果関係も認定できないと結論。 一方、スマートフォンを持っていなかった男子生徒が、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)でやり取りをする多数の生徒たちの中で疎外感を感じていた可能性があったなどとして、学校の対応不足を指摘。 生徒が自殺直前に夏季補習を3日連続で欠席していたことを保護者に伝えなかった点などに触れて「保護者との情報共有が不足し、生

			<p>を入れられていた」「(男子生徒の)棚にゴミが入れられていた」「持ち物を隠されていた」「葬式の際に生徒がトイレで『ばれたらやばくない』と話していたのを聞いた」などの回答が複数寄せられた。学校は「いじめがあったかどうかは分からない」とする。</p>			<p>徒の状態の把握が不十分」と、生徒の自殺前の学校の対応を批判。</p> <p>概要 https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/shidou/documents/kagoshimakenijimechousaiinkaichousahoukushogaiyou.html</p>
7-2	自殺 知事 第三者 再調査	<p>2017/12/5 遺族は、「生徒へのアンケートなどでいじめの事実が出てきたのに調査が不十分」と主張。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り調査は、生徒は3人だったのに教職員は88人に上り、「教職員の回答を、いじめを否定する方向で引用しており公平性を欠いている。 ・男子生徒のスリッパがトイレから見つかったことなど、調査で把握した事実をいじめと認定しない判断に誤りがある。 ・男子生徒は亡くなる直前に欠席が続いていたことを保護者に知らせなか 	<p>2017/12/21 知事が、県教育委員会に対し、報告書は不十分として、再調査を要請。</p> <p>「いじめの有無が断定されていないので、さらなる調査が必要」「遺族の思いに寄り添う調査」を要請。</p> <p>2018/6/24 初会合</p>	<p>2017/4/2 県は日弁連など5団体に計6人の委員推薦を4/27を期限に依頼。</p> <p>期限までに3団体から計4人の推薦を受けたが、日本児童青年精神医学会が、「推薦する態勢が整っていない」として4月中旬に推薦を辞退。ほかの1団体は、推薦の期限を5月中旬まで延ばすように申し出た。</p> <p>委員長:甲木 真哉 弁護士 福岡県弁護士会 板井 俊介 弁護士 熊本県弁護士会 河内 祥子 福岡教育大教育学部准教授 河崎 醇二 くまもと親と子の教職員の教育相談室代表</p>		

			<p>ったことなど、学校の対応の是非について十分な検証がされていない。</p> <p>・トイレでの発言を再度アンケートするなど徹底的に調べるべきだった。</p> <p>などの内容の意見書を県教委に提出。</p>		<p>福田 みのり 鹿児島純心女子大国際人間学部准教授</p>	
8-1	2014/9/21	自殺 市教委 常設	<p>宮城県仙台市の市立館中学校の男子生徒(中1・12)が自殺を図る。</p> <p>9/27 死亡。</p> <p>男子生徒は4～5月頃から学校で仲間外れにされたり、消しゴムのかすをぶつけられたりした。</p> <p>また、定期的なアンケートにも男子生徒は「持ち物にいたずらをされる」とか「みんなで1人をからかっていた」などと回答。</p> <p>5月に不登校気味になり、保護者が「いじめを受けている」と担任教員に相談。</p> <p>学校は加害生徒3人に指導し謝罪させた。</p> <p>しかし、男子生徒はその後友人から「ちくった」「変態」などと言われた。</p>	<p>2014/6/5 仙台市いじめ問題専門委員会設置。</p> <p>「仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第7条に基づき設置している委員会で、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査などを行う。</p> <p>2014/11/25 男子生徒の自殺を受け市教委は、常設の第三者委に調査を依頼。</p> <p>15回の会議。</p> <p>公表を望まない遺族の意向を踏まえ、初期段階における全校アンケート調査は採用しなかった。</p> <p>調査委員会は、学校職員、遺族、遺族から名前をあげられた関係生徒11人(保護者同席)への聞き取り等を実施。</p> <p>出身小学校管理職や小学校6年時の担任、教育委員会にも聞き取りを</p>	<p>6名。氏名公開。</p> <p>委員長:本図愛実 教育大学教職大学院教授</p> <p>副委員長:精神科医・福祉大学ホスピタル副院長</p> <p>福祉大学社会福祉学科教授</p> <p>弁護士</p> <p>臨床心理士</p> <p>被害者支援センター犯罪被害相談員</p>	<p>2015/6/23 14頁</p> <p>第三者委が市教委に「学校の対応に問題があった」との検証結果を市教委に提出。</p> <p>2015/8/18 市教育委員会は再発防止策(2頁)をまとめたうえで、あわせて市長に報告書を提出。</p> <p>継続性のあるからかい等の行為があり、累積性がみられる。ただし、他の生徒間にも同様のからかい等の行為があり、当該生徒だけを意図的に対象とするといった、過度の集中性は認められない。それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。</p> <p>学校側の対応について、事前に対応方針を当該生徒の保護者と協議・説明せず、対応後も注意深く見守らなかった。学年としての協働に欠けた。</p> <p>いじめについて指導を受けた友人及び保護者らと情報共有ができていなかった。</p> <p>当該生徒が感じていた苦痛等の心情を汲み取れていなかった。</p>

			<p>保護者からの相談は5月以降計6回あったという。男子生徒は自殺の前日から保護者に「転校したい」などと話していた。遺族の要望で、生徒の自殺を伏せていた。</p> <p>2015/10/5 遺族の了承を得て学校名と自殺日を公表。</p>	<p>施。</p> <p>学校による基本調査で示されたこと以上に重大な影響を及ぼす事実が得られるとは考えられず、遺族が非公表を望んだことから、全校アンケートや他の特定生徒から聴き取り調査は行わなかった。</p> <p>2015/10/5 全校アンケートの内容は第三者委員会が検討し、現在の2、3年生を対象に実施。 追加調査を市教委が諮問し、答申をもらう。</p>	<p>管理職等による事案対応のダブルチェックが行われていなかった—などと指摘。市教委は「いじめと自殺は関連がある」と認定。男子生徒の保護者に謝罪。</p> <p>2015/8/21 市教委が男子生徒の自殺を公表 調査結果 概要3頁 仙台市教育委員会ウェブサイト http://www.city.sendai.jp/kyoikusodan/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/jjime/jjimemondai.html http://www.city.sendai.jp/kyoiku/k-soudan/pdf/270821.pdf 第1答申 http://www.city.sendai.jp/kyoiku/k-soudan/pdf/dai1tousin.pdf</p>
8-2	自殺 市教委 追加調査		<p>2014/6/5 仙台市いじめ問題専門委員会設置。 「仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第7条に基づき設置している委員会で、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査などを行う。</p> <p>2015/10/22 教育委員会が学校名を含めた公表を行ったことから、あらためて追加調査に関する諮問を行う。</p> <p>専門委員会は全校生徒アンケート等の調査を実施のうえ答申をまとめる。</p>	<p>委員長:本図愛実 教育大学教職大学院教授</p> <p>委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者で、現在6名により構成</p>	<p>2016/3/24 3頁 第二次答申を教育長に提出。 生徒間にからかいやあざかりがあり、それらの行為を受けた当該生徒は精神的苦痛と感じていたが、それらいじめを行った生徒はふざけ合いとして許されていると認識し、その認識のずれが学校の指導によって修正されなかったことに起因して重大事態が発生した。 当該行為を受ける者を行うものは不定であり、ときに入れ替わることもあったが、当該生徒はそのような行為を受けることが多かった。行う者は、本専門委員会が第一次答申において「関係生徒」と称した生徒たちだけではない。 当該生徒の自死は、上記精神的苦痛が蓄積さ</p>

				市長は、専門委が追加調査までした点や再調査を望まない遺族の意向を踏まえ、再調査を見送った。		<p>れていたこと及び学校が適切な対応を取ることができなかったことと関連性があると考えられる。</p> <p>追加調査により、5件の出来事以外にも日頃から当該生徒に対しからかい及びあざけりのいじめ及びこれに対し学校が適切な対応を取らなかったことと、自死の間には関連性があると考えられる。</p> <p>第2 答申</p> <p>http://www.city.sendai.jp/kyouiku/k-soudan/pdf/dai2tousin.pdf</p> <p>2016/2/ 仙台簡裁で、遺族が市と加害生徒7人に責任の所在確認などを求めた調停。加害生徒の大半が欠席。</p> <p>2016/6/30 遺族が、市と生徒8人に対し約5500万円の損害賠償を求めて提訴。生徒側全員がいじめを否定し、法的責任について争う姿勢。</p>
9-1	2015/3/20	自殺 常設の 臨時部会	<p>熊本県熊本市の市立中学の女子生徒(中2・14)が自宅マンションから投身自殺。</p> <p>1/20 女子生徒は担任教諭に「数人の生徒から嫌なことを言われた」と相談。</p> <p>3/11 女子生徒と母親は学校に同様の相談。</p> <p>3/12 校長らの立ち会い</p>	<p>2015/3/30 市教委は、「いじめがあった可能性がある」として、いじめ防止対策推進法に基づく市教委の附属機関「市いじめ防止等対策委員会」の臨時部会を設置することを決定。</p> <p>同委員会は別の自殺未遂事案を調査中のため、大学教授や弁護士ら新たなメンバー4人を集めて臨時部会を設置。</p> <p>教職員や同級生ら 43 人から聞き取り</p>	<p>大学教授ら4人。 氏名公開。 短大学部教授が部会長</p>	<p>2016/3/17</p> <p>市いじめ防止等対策委員会臨時部会は、女子生徒へのいじめ 16 件を認定。「死の大きな要因が学級でのいじめにあることは否定できない」とした。</p> <p>女子生徒は 2015 年1～3月、学校に相談。学校側は同級生たちに謝罪させたが、この対応も「謝罪で一件落着とし、いじめのエスカレートの見過ごしにつながった」などとした。</p> <p>学校は同3月12日、女子生徒と母親を同級生と面会させたが、同級生への厳格な指導や女</p>

			で、女子生徒とその保護者が複数の生徒と対面したが、指導にならず保護者は不信感を募らせていた。この日から女子生徒は学校を休んでいた。	調査。		子生徒への心のケアを行わなかった。同13日から登校できなくなった女子生徒は、精神的に追い詰められ「自ら死を招く危険な行為に及んだとしても不思議ではない」と結論。クラスの状況も危機的で、学校側は新卒だった担任への支援の必要性を見抜くべきだったとした。
10-1	2014/12/- 2015/6/	不登校 PTSD	大阪府大阪市にある府立高校で、男子生徒が2014年1月頃、人間関係のトラブルにあい、2015年6月(高2)からPTSDで不登校になる。 一時は記憶障害で、文字が認識できず、文章の読み書きができなくなるほどになり、頭痛も起きた。2015年11月、同級生からツイッターなどで、中傷と受け取れる発言を受けた。 男子生徒と保護者は学校に相談をしたが、トラブルの記憶がはっきりせず、「いじめとはいえない」として対応しない。	2016/5/ 大阪府教育庁が「いじめの重大事態」にあたるとして、初めて調査委員会「大阪府立学校いじめ防止対策審議会」を立ち上げる。 2016/10/14 諮問 調査委員会は、男子生徒や同級生などから聞き取り調査を行う。 29 回会議 ほかに、2016/6/6-7/5 府の職員(府教育庁指導主事2名)が、関係者(当該生徒、その保護者、関係教員、関係生徒)から聞き取りを行った。	会長: 峯本 耕治 大阪弁護士会 委員: 新井 肇 関西外国語大学教授 武田 保和 大阪府立高等学校PTA 協議会 西井 恵子 大阪府臨床心理士会 宮原 輝彦 社会福祉法人武田塾 山下 仰 武庫川女子大学教授 ※2017/5/31 当初の森田洋司委員の辞職に伴い、新井肇委員に。 2017/6/27 新谷幸徳委員の任期満了に伴い、武田保和委員に委嘱。	2018/1/24 38 頁 譜教育委員会へ報告書の答申 不登校の時期を、 ①2015年6月～10月 ②2015年11月以降 の2期に分ける。 ②については、ツイッターによるいじめが原因と認定したが、①は「いじめとの関連は不明」とする。 学校の対応について、当該生徒の欠席が始まる直前、複数の教師が部活動の人間関係を含めて相談を受けたにもかかわらず、本人から丁寧な聞き取りをしておらず、原因などの情報収集や分析が不十分とする。 2018/6/12 同審議会のホームページで調査報告書を公表。

					<p>専門委員： 宮島 繁成 大阪弁護士会 西井 恵子 大阪府臨床心理士会</p>	http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/jjimeboushi/index.html
10-2		不登校 知事 再調査	2018/4/24 当該生徒より、第1期の不登校についても、いじめが原因と認定すべきと、知事宛に再調査の申し入れ書が提出される。	2018/7/12 再調査の実施を決定。		
11-1	2015/9/1	自殺 市教委	<p>高知県南国市の市立中学の男子生徒(中3・15)が自宅の庭で首をつって自殺。 自室から「僕に関係する物は全て処分してください。そして僕のことは永遠にわすれてください。思いだしてもいいことなんてないから」などと書かれた遺書があった。 男子生徒は小学6年～中学1年ごろ、同級生数人から無視されるなどのいじめを受けていた。1年生の時に、自殺未遂していた。</p>	<p>2015/9/30 市教委は、市調査専門委員会を設置。 計13回の会合を開き、原因などについて検証。</p>	<p>弁護士や大学教授、精神科医らなど6名。 委員長:岩崎 淳司 高知弁護士会弁護士</p>	<p>2016/3/11 48頁。 3件の行為をいじめと認定するが、いじめが自殺の直接の原因ではないと結論。 男子生徒がたたかれたり、すれ違いざまに蹴られたりするなどした3件の行為をいじめと認定。 一方、生徒へのアンケートで「牛乳をかけられたり、弁当をひっくり返されたりしていた」などいじめにあたる情報もあったが、全て伝聞で、真偽は確認できなかったとした。 男子生徒には苦手教科があり、「学校生活が苦痛だ」と訴えていたことや「助けてくれる人がいない」「自分には居場所がない」と考えていたことなど、個人的背景についても言及。これらを総括し、調査委は「援助を求める能力が高くなかったことや、学習困難な状況、現実への失望感などが重なった」と、複合的な要因が自殺につながったと結論。</p>
11-		自殺	2016/6/30 両親は、未	2016/7/11 市長は、調査専門委員会		

2		市長 再調査 不要	<p>解明の情報があることや、報告書は学校の対応にほとんど触れていないなどとして、南国市長に再調査を要請。</p>	<p>の委員長らから聞き取りを行った結果、「委員会の人選に偏りはない」「(報告書は)事実や情報を客観的かつ多面的に分析している」として、再調査を行わない決定を両親に伝えた。</p> <p>2017/3/ 市議会で、教育長は文部科学省が「いじめが直接の原因ではないと判定した」と答弁。文科省は否定しており、教育長は答弁を訂正しお詫びのコメントを発表。</p>		
12-1	2014/11/- 2015/9/1	不登校 市教委	<p>滋賀県大津市の市立小学校で、男子児童(小4)が複数の児童から「ストーカー」「加齢臭」などと言われ、傘でランドセルをたたかれるなどのいじめを受けた。</p> <p>2015/9/1 から不登校になる。</p>	<p>2015/10/16 第3回学校問題緊急サポートチーム会議で、検討。</p> <p>2015/10/19 市教委事務局児童生徒支援課で、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当すると判断。「いじめによる重大事態」として大津市長に報告。</p> <p>2015/12/22 大津市附属機関設置条例を一部改正し、市教育委員会の付属機関として、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」を設置。</p> <p>2016/1/12 教委が、調査実施について諮問。</p> <p>10 回会議(大津市学校問題緊急サポートチーム会議の2回を含む)</p>	<p>6名 委員長:新井 肇 兵庫教育大大学院教授 副委員長:井川 一裕 弁護士 委員: 周防 美智子 社会福祉士 千原 美重子 臨床心理士 前林 佳朗 精神科医師 山本 由樹 警察官 OB</p> <p>※「大津市学校問題緊急サポートチーム会議」と同じ委員</p>	<p>2016/5/25 26頁 第三者委員会は報告書を市長に提出。14件のいじめ行為を認定。事実確認や担任への支援態勢の不十分さなど、学校側の責任を指摘する報告書をまとめた。</p> <p>市教委は報告書の内容を男児と家族にも伝え、概要を加害児童の保護者にも伝えた。</p> <p>市教委は調査を実施したことや結果を公表しなかった。「被害者の尊厳を守るための判断」と説明。</p> <p>2017/2/22 被害男児の保護者が市教委に報告書の公表を書面で申し入れ、教育長は「公表の方向で取り組む」と述べた。</p> <p>2017/6/29 報告書の公表について http://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/school/1498722183083.html 報告書</p>

						http://www.city.otsu.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/117/280525houkoku.pdf
12-2		不登校 市 追加調査	2016/ 男児の保護者は「幾つか事実誤認がある」と再調査を求めた。	市は再調査。		<p>2017/4/11 追記報告書。6頁 6つの事項について、再検討。</p> <p>①故意かどうか判断できない。 ②③記録なく真偽不明。 ④学校はいじめの可能性について考慮していなかったため、正確な事実確認が遅れ当該児童の苦しみを長引かせ、保護者との信頼関係を損なうことにつながった。 ⑤事実確認が不十分だったため、保護者から寄せられた情報を十分に生かすことができなかった。 ⑥学校の対応が不十分だったため、当該児童も関係した児童にとっても安心な学校生活を送ることができなかった。学校として反省すべき。</p> <p>保護者はその報告書の受け取りを拒否。 追記報告書 5頁 http://www.city.otsu.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/117/290411houkoku.pdf</p>
13-1	2015/9/18	自殺 県教委 第三者委	福島県の県立会津高校の女子生徒(高2)が、校舎内トイレで自殺。学校は、女子生徒が所属する文化系クラブの約60人に記名式アンケートを実施。部活内での人間関係のトラブルを指摘す	2015/9/30 県教委は、いじめの有無を調査する第三者委員会「いじめ問題対策委員会」を設置。	委員会は5人。氏名公開。 大学人間発達文化学類教授(生活指導) 臨床心理士 弁護士 社会福祉士 児童相談所の心理判定員	2016/2/ 第三者委は、生徒が所属していた文化系部活で2014年秋～2015年春ごろ、先輩の1人から練習で厳しく叱られたり無視されたりし、学校を休みがちになっており、「先輩が怖い」「部活に行こうとすると気持ちが悪くなる」などと同級生に打ち明けていたことから、 一連の行為がいじめだったと認定。

			<p>る回答が7人からあった。</p> <p>今年4月、担任との面談で、女子生徒が部活動で人間関係の悩みがあることを把握。顧問が4月から5月にかけて、数人の生徒に注意。女子生徒は6月上旬から休部し8月に復帰したが、9月は部活動に参加していなかった。</p>			<p>一方で、生徒は2015年6月に休部し、先輩が引退後の8月に復帰。亡くなるまでの間、先輩との接触は確認されなかったため、再開した部活動で技能が向上しない焦りや欠席が多くなったことによる学業不振、部活を休み居場所がなくなったことなどを挙げ、女子生徒には他にも悩みがあったと判断。自殺といじめとの因果関係を認めなかった。</p> <p>また、学校の対応について、生徒間のトラブルや悩みを把握できず、教員間の情報共有も不十分だったとして、再発防止を徹底するよう県教委に求めた。</p> <p>遺族に開示された報告書は、マスコミや一般人に渡されるのと同じで、いじめを含む詳しい内容はマスキングされていた。</p>
13-2	自殺 県 再調査	<p>2016/4/1</p> <p>父親は</p> <p>①生徒が受けた精神的な苦痛について、精神科医など専門家の判断が含まれておらず不十分、</p> <p>②教諭らの指導が適切に行われたか再検証が必要、</p> <p>③生徒の人間像は第三者委の認定とは大きく異なり、小中学生時代も含めて再検証すべきとして、県に再調査を要望。</p>	<p>2016/4/</p> <p>県は、いじめ防止対策推進法に基づき、県教育委員会の調査結果を踏まえた再調査を開始。</p> <p>今後、遺族や学校関係者から聞き取りをして、9月をめどに調査結果をまとめる。</p>	<p>再調査を行う委員会は保健福祉部に常設され、大学教授や弁護士、精神科医ら6人で構成。県外から新たな委員の追加も検討。</p> <p>7人。</p> <p>委員長: 神山 敬章 明星大学教育学部教授 板垣 俊太郎 福島県立医科大学医学部講師 遠藤 君子 福島県民生児童委員協議会 副会長 酒井 芳子 福島県臨床心理士会 副会長</p>	<p>2017/3/28 「いじめ問題調査委員会」が答申。</p> <p>いじめと自殺の直接的な因果関係を認める。</p> <p>組織的に取り組まず、いじめを放置した「学校の不適切な対応」が生徒を自殺に追い込んだと結論付けた。</p> <p>生徒が吹奏楽部の先輩1人から無視され、乱暴な言葉を受けたことをいじめと認定。生徒の通院記録を基に、先輩の指導が原因でうつ状態になり、自殺を招いた可能性があるとした。学校の対応では(1)普段からいじめを発見するためのアンケートをしていなかった(2)2人のトラブルがいじめとして扱われなかった(3)対応を一任された部の顧問が放置した一ことなどを問題視。「各場面での対応が生徒を自</p>	

					鈴木 靖裕 福島県弁護士会 こどもの権利に関する委員会 委員 滝田 良子 福島虐待問題研 究会事務局長 事務局:こども未来局	死に追い込んだ大きな要因」と指摘。 再発防止に向け、「即断せずに、いじめの疑 いがあれば防止措置を取る」「生徒同士の関 係が改善されたように見えても見守りを行う」 など11項目の提言を盛り込んだ。 教職員が、県教委の報告書をほとんど見てい ないことも調査過程で判明。 2017/7/26 当時の教頭と教諭3人の計4人を 訓告や嚴重注意の処分。退職した当時の校長 について、県教委は「戒告の懲戒処分に該当 する」と判断。教頭はアンケートの実施などい じめ防止の体制を整えず、顧問はいじめを放 置。他の2人は対応を顧問に一任し、職務怠 慢だと判断。当時の教頭と部活顧問が文書訓 告、学年主任が口頭訓告、生徒指導主事が嚴 重注意。当時の校長は退職しており処分でき ないが、戒告相当と判断。年齢、性別は非公 表。
14- 1	2015/9/27	自殺 常設+	東京都の都立小山台高 校の男子生徒(高1・16) が山梨県大月市のJR中 央線大月駅で鉄道自殺。 学校は11月に全校生徒 を対象にアンケートを実 施。 遺族側は、「LINE(ライ ン)」のやりとりや学校ア ンケートなどから、所属 する部活動の中でのいじ	2016/1/ 都教委が、いじめ問題対策 委員会調査部会を設置。 66 回会議 214 時間3分 内 25 時間 57 分遺族対 応 14 回聴き取り調査 当該生徒が所属していた学級、2の部 活部員 1、2 年生全員、体育祭の状況 を知る応援団の3年生など生徒 91 人	調査部会は、対策委のメンバ ー4人に加え、生徒の母親の 意向を踏まえて選ばれた弁護 士ら4人の計8人で構成。 部会長:坂田 仰 日本女子 大学教授 部員: 滝 充 文部科学省国立教 育政策研究所生徒指導研究セ ンター総括研究官	2017/9/14 報告書を提出。 148 頁 資料 300 頁 調査した範囲内では、いじめがあったと判断 することは極めて困難と結論。 学校の対応について、生徒理解と対応の不 足、当該生徒の母親とのコミュニケーションの 不足、学校いじめ対策委員会を中心とした組 織的対応の欠如、研修体制の不備について 指摘。

			めが疑われる。クラスでも孤立していたとし、「浮いていた、『いじられキャラ』だった、1人でいて寂しそうだったなどの状況が明らかになっている」とした。	に聴き取り。 同一生徒に対して、追加アンケートを実施。 管理職、養護教諭、当該生徒と授業や部活等で接点のあった教職員全員から聴き取り。	石川 悦子 一般社団法人東京臨床心理士会 副会長 こども教育宝仙大学こども教育学部教授 三坂 彰彦 高木法律事務所 弁護士 東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 上野 正彦 広島文化学園大学大学院客員教授 元東京都監察医務院長 医学博士 鈴木 洋一 聖隷三方原病院 看護師 武田 さち子 教育評論家 森本 周子 TMI総合法律事務所 弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員	
14-2		自殺 知事 再調査検討	遺族は結果を不服として、都知事に対してより範囲を広げた再調査を求めた。	2017/11/ 都は再調査すべきかどうかの検証を有識者会議に依頼。 2		018/7/19 都は昨秋以降、調査結果の妥当性などの検証を改めて進めたうえで、「十分な調査が尽くされていない」と判断。ただ、「遺族の同意が得られなかったため」とも言及しており、今後はスマホの解析と、いじめについて聞いたと証言する人物への聞き取り調査をするという。
14-3		自殺 再調査				
15-1	2015/10/12	自殺 市教委	沖縄県豊見城(とみぐすく)市内の小学の男子児童(小4・10)、自宅で首をつって自殺をはかり、	2015/11/ 市教委は男児に対するいじめがあったことを認めた上で、自殺の原因になった可能性もあるとみて、第三者委員		

	<p>10/19に死亡。 男子児童は6月頃からいじめを両親に訴え、当初は「先生が注意してくれた」と話していたが、夏休み前後には「何もしてくれん」とこぼすようになっていた。</p> <p>9/29 学校が実施した定期的な無記名いじめアンケート調査で、男子児童は「消しゴムを盗まれた。いじめられていて転校したい」と記述をしていた。学校側が気付いたのは自殺後。市はアンケートの記述などからいじめがあったと判断。</p> <p>2015/11/ 同じフロアに教室のある4、5年生にアンケートを実施。筆箱の中身や水泳用のゴーグルを男児から取ったり、服装を引っ張ったりしたことなどが書かれていたという。</p> <p>2016/1/13 4～6年生を対象にアンケートを実施する予定だったが、記名を理由に、保護者らの</p>	<p>会を設置し、再発防止に向け、自殺との因果関係などを調べる。</p> <p>2016/ 調査を委託した第三者委員会は、中間報告で、自殺に直接つながる「重篤ないじめ」はなかったとし、調査を続ける方針を示す。</p> <p>2016/1/ 両親が県の情報公開で入手した資料によると、豊見城市を管轄する県島尻教育事務所と県教委の電話の記録に「担任はアンケートの回収時に内容を確認しているが、重大事態ととらえずに校長への報告や児童への面接など何も対応していない」と記されていた。市教委は1月の会見で「内容を把握したのは自殺の翌日の10月13日で、アンケートの回収時には確認していない」と説明していた。</p> <p>2016/2/2 市教委は、自殺につながるいじめの有無を調査するとしていた従来の方針から、いじめに限定せず自殺の要因を広く調査するとの方針に転換。 第5回会合で委員らに伝えたが、5人の全委員が納得せず辞任。</p>		
--	---	---	--	--

15-2	自殺 市教委 全委員交代	了解が得られなかった。	2016/3/ 市教委は委員全員を入れ 替え新たな第三者委を設置。	新委員は計6人 委員長： ・天方 徹 弁護士 副委員長： ・譜久原 弘 精神科医 委員： ・井村 弘子 大学教授 ・金城 孝次 臨床心理士 ・比嘉 昌哉 社会福祉士 ・徳留 博臣 保護司	2018/3/30 報告書を答申。 「繰り返されたいじめが自死の主要因のひとつだった蓋然性は十分に認められる」として、自殺との因果関係を認定。 第三者委は、児童が自殺するおよそ5か月前から「ズボンを下ろされる」、「複数で児童の筆箱をパスして回す」、「服を引っ張られる」など5件のいじめがあったと認定。 「校長や教頭、担任がいじめを積極的に認知し、個別対応などしていれば、いじめを減らせた」「一見重篤でない出来事が児童にとって大きな心の傷のもとになる」と学校側が認識し対応していれば、自殺を防止できた可能性がある」と指摘。 自殺を図る2週間前に、児童が学校の無記名のアンケートに「いじわるされている」などと回答していたことについて、「アンケートの記載を実施後、直ちに確認して本人を特定し、適切に個別対応に及んでいれば結果は違っていただかもしれない」と、学校側の対応を批判。 自殺後の対応についても、「校長にはいじめの実相を真摯に調査しようという姿勢が全く見られず、極めて問題の多いものだった」と指摘。 また、報告書の完成の遅れについて、豊見城市教委が事故後、いじめ防止対策推進法第28条に基づく「重大事態」に認定しなかったことや、市教委や学校が「保身に起因する対応」を
------	--------------------	-------------	--------------------------------------	--	---

						<p>取ったことが調査に影響したとしているとする。</p> <p>また、事故後に遺族に対して「根拠のない風評」が出回り「遺族が何重にも傷つけられた」と指摘。風評を発信した関係者に対し、反省を求めている。</p> <p>市教育委員会に、いじめに対する意識改革などを提言。</p> <p>(1)いじめの定義の正確な理解(2)重篤でないいじめでも自殺を引き起こす可能性があること周知(3)いじめを積極的に見つけ出す一など</p> <p>豊見城市のホームページで全文公開 http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/userfiles/files/tomigusukusijimemonndaisenmonniinnka-houkokusyo%281%29.pdf</p>
16-1	2015/11/10	自殺 市教委 第三者	<p>茨城県取手市の市立中学校の女子生徒(中3・15)が自宅で自殺。</p> <p>日記には『いじめられたくない、ぼっちは嫌だ。私を1人にしないでお願いだから』という記述があった。また、生徒が亡くなる当日に同級生の2人が誤って学校の窓ガラスを割ったことについて、関わっていないことを知り</p>	<p>2016/6/27 市教委は、遺族の要望を受けて、第三者を入れた調査委員会を設置。</p> <p>女子生徒の両親や教員、同級生とその保護者らから事情を聴き、自殺に至るまでの経緯や背景について調べる。女子生徒が自殺した後の学校や市教委の対応についても検証する。調査後、報告書を作成して市教委に報告する。</p>	<p>弁護士や精神科医、大学教授ら5人で構成。</p> <p>茨城大学教育学部長（茨城県スクールカウンセラー）</p> <p>白百合女子大学教授 臨床心理士</p> <p>筑波大学教授 精神科医 医学博士</p> <p>ひたちの総合法律事務所 弁護士</p> <p>筑波大学教授 臨床心理士</p>	

			ながら担任の教師から注意されたという。 2015/12/ 学校は全校生徒にアンケートを実施し、市教委が3年生全員から聴き取り調査を行ったが、「いじめはなかった」と結論。一方、遺族が独自に生徒 16 人から聴き取りをした結果、体がくさいとして、「くさや」と呼ばれていたことが判明。	のちに、2016/3/16 付け 取手市教育委員会臨時会で、「いじめによる重大事態ではないと判断」することを決議していたことが判明。 設置要綱 2016/4/28 付け https://www.city.toride.ibaraki.jp/reiki/reiki_honbun/ae01614401.html	委員が男性ばかりであることを理由に、遺族側推薦人の女性を入れることを申し入れるが、拒否。 遺族推薦ではない女性の臨床心理士を追加	
16-2		自殺 県知事部局 第三者委	2017/6/29 遺族が、いじめ防止対策推進法第 28 条にもつとき設置された委員会ではなく、中立性と公正さを欠くとして、調査の中止と委員会の解散を申し入れる。 学校の調査では、いじめに関する事実が出てこなかったが、両親が独自に同級生 20 人に会って話を聞いた結果、いじめを示唆する証言が次々と出てきた。	2017/8/ 両親の要望を受けて、県が新たな第三者委員会を設置。事務局を県知事部局に置く。 (茨城県)取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例 http://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki.int/reiki_honbun/o4001988001.html 「取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査について」資料 1 http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/seisaku/shingi/chousei/sougoukyouiku/documents/siryou1.pdf	第三者委は、両親と県教委が推薦する委員それぞれ2人と委員長の5人で構成し、委員長は日弁連に派遣してもらうよう要請。 委員は6人、任期は2年。 市川須美子 独協大法学部教授(教育法)、 蒲田 孝代 弁護士、 栗山 博史 弁護士、 佐竹 由利子 臨床心理士、 竹村 睦子 ソーシャルワーカー、 森嶋 昭伸 日本体育大児童スポーツ教育学部教授(学校教育)	
17-1	2014/8/- 2016/1/14	不登校 県教委	秋田県能代市の県立能代松陽高校の女子生徒	2015/12/ 女子生徒と保護者から県教委に直接連絡があったため、重大事	弁護士、医師、臨床心理士の3人で構成。	2016/6/22 第三者調査機関「県いじめ問題調査委員会」の報告書を提出。

	第三者委	<p>が、1年生時から所属する運動部の部員からにらまれたり暴言を吐かれ、部員以外の生徒からも無視されるようになった。2015年1月に学校に訴える。その後、鬱状態と診断されて部活動に参加せず。</p> <p>2016/1/13 体育館で行われた始業式で、体調が悪く、『座ってもいいかな』と隣の生徒と話していたところを副担任からファイルで頭をたたかれた。翌日から学校を休む。</p> <p>学校が県教委に「女子生徒と他の生徒の間に意見の食い違いがある」と報告したため、県教委は当初、いじめと判断していなかった。</p> <p>2016/4/ 高3で転校。</p>	<p>態ととらえ、第三者調査機関「秋田県いじめ問題調査委員会」(委員長・高橋重剛弁護士)に調査を諮問。</p> <p>調査委員会は、関係する生徒、保護者、教諭らに聞き取りを行った</p>	委員長:高橋重剛 弁護士	<p>7/14 県教委は教育委員会会議で、報告書が提出されたことを初めて公表。</p> <p>教育委員や傍聴者に配布された報告書概要は「いじめ防止対策推進法が定めるいじめがあったと認定することが適当」とした上で、学校側の対応を批判。</p> <p>人間関係のこじれと位置付けた学校側の対応を「極めて場当たりのなもの」だったと指摘。</p> <p>一方で、クラスでのいじめは「認定できない」と結論付けた。</p> <p>報告書本体は 31 頁だが 10 頁分しか公表せず、うち約4分の1が黒塗りにされており、被害生徒と加害生徒に配慮するとして、どんないじめがあったのかなどは伏せられる。</p> <p>被害生徒の保護者は「事実関係を伏せたら調査報告ではない」と反発。</p>
17-2	不登校 県・健康福祉部審査会	<p>2017/7/19 被害を受けた女性(18)は、県教委の第三者委員会による報告書では学校の対応の問題点が未解明だとして、いじめ防止対策推進</p>	<p>県は、健康福祉部に設けた審査会で、元生徒に聞き取りをするなどした。</p>		<p>2017/11/27</p> <p>審査会は、いじめが始まった時期や学校がいじめを認めるまでの経緯について、調査が十分に尽くされていないと判断。</p> <p>いじめが始まった時期と高校側の対応の遅れに関する調査が不十分な点を問題視し、</p>

			<p>法に基づき、同校と県教委の対応を再調査するよう知事に請求。</p> <p>再調査を求める理由として、報告書でいじめの原因を女性の言動に起因すると誤認していることや、クラスでのいじめの実態が解明されていないことなどを挙げている。</p> <p>女性は「クラスでもいじめはあった。学校に相談しても取り上げてくれなかった」と反論。また、報告書の中で、虚偽の発言が取り上げられたと指摘。</p>			<p>知事が再調査を決定。</p> <p>報告書は 2015 年1月に開かれた部活のミーティングをいじめの発端としたが、被害者は2014年8月から部員に無視されるなどしていたという。また、当時の校長はいじめを把握しながら、2015年9月に県教委の指導を受けるまで、全教職員と情報共有していなかった。</p>
17-3		不登校再調査		<p>前回とは別の専門家3人で作る第三者委員会に依頼。</p> <p>事実関係の確認や、これまでの調査が十分だったか、検証する。</p>	<p>弁護士や臨床心理士など前回とは別の専門家3人。</p>	
18-1	2016/2/3	自殺市教委常設第三者委	<p>宮城県仙台市泉区の市立南中山中学校の男子生徒(中2・14)が自殺。</p> <p>2015/6/ 部活の後輩 3人が男子生徒の自転車にいたずらをし、一部を壊していた。</p> <p>7/ 学校のアンケートに男子生徒が「友人関係は</p>	<p>2016/4/7 市教委がいじめ問題専門委員会(常設)に調査を諮問。</p> <p>(1) 自死に至るまでの事実関係の調査</p> <p>(2) 自死の原因と背景、いじめ等との関連性の分析</p> <p>(3) 再発防止に向けた提言</p> <p>2016/4/ 遺族や男子生徒と近い関</p>	<p>委員は、教育法律医療心理福祉等について専門的な知識及び経験有する者で、現在 6 名で構成。</p> <p>2014/6/5-2016/6/4</p> <p>委員長:本岡 愛実 宮城教育大教職大学院教授</p> <p>副委員長:滝井 泰孝 精神科</p>	<p>2017/3/29 市教委に答申書を提出 17 頁</p> <p>・当該生徒は心身の苦痛を感じていることを保護者等に話しており、定義によるいじめがあり、そのいじめによる精神的苦痛が自死の理由の 1 つであったと 捉えることができる。</p> <p>・当該生徒には、発達上の課題があり、医療機関にも通院するなどし、特別な支援を要していたが、多くの生徒たちはそのことを認識しておらず、接点が少ない生徒には変わってい</p>

		<p>最悪」「きもいと言われる」と記載。11 月にも「無視された」と記載。教諭が面談すると「以前のことでは今のことではない」と説明、さらに保護者から「当人同士で解決させたい」と申し出があったといい、学校では特に対応を取らなかった。2016/2-/3 市教委が全校生徒を対象に緊急アンケート実施。</p>	<p>係にあった教職員に聞き取りを実施。 5/ 市教委が実施した全校生徒アンケートで男子生徒と近い関係にあると判断した生徒約 60 人の家庭に聞き取り調査への協力依頼文書を郵送。協力の意向を示した生徒約 30 人に保護者同伴で実施。</p>	<p>医・東北福祉大学せんだんホスピタル副委員長 阿部 正孝 東北福祉大学社会福祉学科教授 石井 慎也 弁護士 清水 めぐみ 臨床心理士・東北福祉大学福祉心理学科講師 高橋 勝子 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 犯罪被害相談員</p> <p>2016/6/5- 委員長:本岡 愛実 宮城教育大教職大学院教授 副委員長:石井 慎也 弁護士 高橋 達男 一般社団法人宮城県社会福祉士会会長 望月 美知子 メンタルクリニック・宮城県精神神経科診療所協会会長 清水 めぐみ 臨床心理士・東北福祉大学福祉心理学科講師 高橋 勝子 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 犯罪被害相談員</p>	<p>るとの印象を与え、からかいの対象になりやすかった。 ・部活動で下級生から「キモイ」「ウザイ」などと言われることもあったが、男子生徒に対してのみの言葉ではなく「意図的な加害行為とは言えない」と判断。 ・いじめに関するアンケートで、いじめを受けているかのような記述をしていたが、直後の担任との面談で「大丈夫」と回答。連絡を受けた保護者も静観を要望していた。 ・当該生徒は保護者にいじめを受けていることを話していたが、保護者はこれまでの学校対応を信頼し、自分で解決させたいと考えた。当該生徒も保護者が学校に話すことを嫌がったため、月 1～2 回、担任に連絡をとるものの、見守っていてほしい、何かあったら連絡してほしいとし、具体的な対応は求めなかった。 ・大人たちは、多面的な情報収集の方法を十分に検討せず、それぞれが持っている情報を共有してこなかった。結果、当該生徒が自死を意識するほどに精神的苦痛を累積させていることを把握できず、重大事案の発生に至ったとした。</p> <p>いじめに関する相談の有無を巡っては遺族と学校の見解が対立。答申は両者の主張を併記し、結論を出せなかった。 答申(概要) http://www.city.sendai.jp/kyoikusodan/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/jjime/document</p>
--	--	---	--	---	--

						s/290329.pdf 男子生徒は2年生だった 2015 年4月、同じ部活を含む後輩数人から「自転車にいたずらをされた」と保護者に訴えたと記述。
18-2		自殺 市 常設 第三者委 再調査	2017/4/27 答申にはいじめについて「誰が」「なぜ」「何を」という核心部分は盛り込まれなかった。父親は「答申を全く受け入れられない」として、加害生徒を特定するため、新たな第三者委による再調査を市教委に要望する所見書を提出。 2017/5/ 所見書は専門委の答申と再発防止策と共に、5月の早い時期に市長に報告する。	2017/ 市長が市教委の調査結果を受け、再調査の方針を決定。 いじめ防止対策推進法に基づき、市長が第三者機関「市いじめ問題再調査委員会」を設置。 2017/9/23 初会合	任期2年の常任委員は県内外の社会福祉士、大学教授、弁護士ら4人。 このほか、男子生徒の遺族が推薦した県外の弁護士、精神科医、教育学者の3人が臨時委員として協議に加わる。	
19-1	2015/5- 2016/4/	不登校 市教委	神奈川県茅ヶ崎市の市立小学校の男子児童が、2年生だった2015年5月頃から、複数の児童から暴力を振るわれたり、トイレで集団暴行をされたり、衣服を脱がされるなどのいじめを繰り返し受け、PTSDを発症。 3年生に進級後まもなく、不登校になった。その後	2016/3/20 両親が市教委に、第三者委員会による調査を要望。 2016/11/2 市いじめ防止対策調査会立ち上げ。学校側や児童らに聞き取りなどを行う。 31 回会議	6名 会長：松坂 秀雄：東京福祉大学心理学部講師 朝倉 新：茅ヶ崎医師会精神科医師 真船 裕之：神奈川県弁護士会弁護士 野坂 正径：中央児童相談所子ども支援課長 亀田 春彦：茅ヶ崎市立松浪中学校長	2017/2/13 第三者委員会が答申。 当時2年生だった男子児童は複数の同級生から▽馬乗りで殴られる▽羽交い締めにされ暴行を受ける▽ズボンが脱がされる▽「おまえは俺のおもちゃだ」などの暴言を吐かれるーなど、複数の児童から長期間にわたって暴力行為を受けたと認定。 男子児童から助けを求められた担任の女性教諭は、「遊びの延長」程度にとらえ、見て見ぬふりをするなど十分な対応を取らなかったとした。また、問題を速やかに管理職らに報告

			<p>も、学校に通えない状態が続く。</p> <p>2015/8/ 両親が学校にいじめ被害を訴え、第三者による調査を求めたが、学校は拒否。</p>		<p>中馬 智子:茅ヶ崎市PTA連絡協議会代表</p> <p>【事務局】 吉野 利彦 高橋 励 力石 裕司 新居 博志</p>	<p>しなかったほか、保護者に対しては学校経営がうまくいっていると見せたいとの思いからウソをつくこともあったと指摘。</p> <p>校長に関しては、管理職として女性教諭の情報を十分に把握していなかったことや市教委への報告・相談が遅れたこと、男子児童や保護者からの訴えに対して配慮のない発言で不信感を募らせたなどと記していた。また、保護者の訴えに基づいて調査すべきだったとして、対応の遅れを厳しく批判した。</p> <p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/koho/1020324/1029190.html</p> <p>2018/2/2 市教委は担任だった女性教諭に文書訓告、当時の校長を嚴重注意。</p>
19-2	不登校追加調査	<p>2017/12/7 学校と両親の間で行われた協議の場で、女性教師は「いじめに気付かなかった」などしたこれまでの説明が虚偽だったことや、いじめについて記載した資料をシュレッダーにかけたことを告白。児童から助けを求められた際も「見て見ぬふりをした」などと話した。</p> <p>12/8 学校は一連のやりとりを文書にまとめて市教委に提出したが、市教</p>	<p>2018/3/1 当該保護者からの所見提出時における懇談により、追加調査を行う必要があると判断。</p> <p>http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/ichiran/1010745.html</p>	<p>会長:松坂 秀雄:東京福祉大学心理学部講師</p> <p>委員: 朝倉 新 茅ヶ崎医師会精神科医師 真船 裕之 神奈川県弁護士会弁護士 長谷川 愉 中央児童相談所子ども支援課長 野上 美津子 茅ヶ崎市立浜之郷小学校校長 長田 清司 茅ヶ崎市立西浜中学校校長 中馬 智子 茅ヶ崎市 PTA 連絡協議会代表</p>		

			委の担当者は「これまでの聞き取り内容と大きな変化はなく、重要ではない」などと解釈し、第三者委や教育長に報告しなかった。(報告書を提出後に判明)(2018/3/17 読賣・横浜版)		堀 恭子 神奈川県臨床心理士会心理士 大貫 若菜 社会福祉士(スクールソーシャルワーカー)	
20-1	2016/7/26	自殺	山口県周南市で、県立高校の男子生徒(高2・17)が鉄道自殺。男子生徒は、部員が少ない野球部顧問の男性教諭に、野球の経験がないにもかかわらず「助っ人」を頼まれ、死の8日前から練習に参加。初日から家族に「きつい。やめたい」とこぼし、顧問から命じられた丸刈りも嫌がっていた。一方、テニス部の練習に出られなくなった生徒は、部員からSNSで「部室にあるお前の荷物全部池にすてる」などのメッセージを受け取っていた。	2016/8/1 生徒の保護者から「いじめがあったのではないか」との申し出があり、県教委が学校側から聞き取りを実施。 8/10 県教委は、生徒がいじめを苦しむ可能性があると、常設しているいじめ問題調査委員会が調査部会を設置。 8/12 初会合を開き、調査方法や今後の対応方針を協議する。 2017/7/ 遺族は「事前に知らされておらず、(調査部会の設置を報じた)テレビのニュースで初めて知った」という。校長経験者や弁護士ら調査部会のメンバーも遺族と協議することなく決められており、「公平性や中立性に疑問がある」と訴えている。遺族推薦の委員を入れることを要望するが、拒否される。	学識者ら6人で構成 委員長:田辺敏明 山口大教授 委員: 弁護士 臨床心理士 社会福祉士 精神保健福祉士 人権擁護委員 臨時委員: 精神科医師 オブザーバー 精神科医師	2017/11/21 報告書によると、生徒は教室や部活動で日常的にやゆされるなどし、生徒を「いじめられキャラ」と見ていた教諭もいた。ところが教諭らは「それで人間関係が保たれている」などと問題視せず、中には「私もいじめていたが寄ってきた」と話す教諭もいた。しかし、生徒は「とても恥ずかしい」とソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)に書き込んでいた。 部員数が少ない野球部の顧問教諭から「助っ人」を頼まれ練習に参加すると、テニス部員から一方的に無料通信アプリ「LINE」のグループを退会させられ、部室の荷物を「早く持ってけ」などと伝えられた。これらはいじめに当たると認定。しかし、「友人関係が壊れたわけではなく、ほころびた」とし、両部の顧問の対応についても、他の部員に転部のいきさつを説明しないなど連携不足があったと指摘することどめた。 生徒は野球部の練習についても悩み、SNSに手の指の皮がむけた写真とともに野球部の練習が辛いことを書き込んでいた。生徒が

			<p>生徒の自殺といじめの因果関係を一部認める報告書案をまとめた。</p> <p>ただし、自殺との因果関係については「あったかなかったかといえばあった」という趣旨の内容で一部を認めつつ「自殺にはいろいろな要素があり、いじめだけが原因ではない。複雑な事情が絡んだ結果」などとしているという。</p> <p>41 回会議 重要な情報を持っていると思われる生徒 25 人に聴き取りを要望し、20 人に、計 26 回聴き取り実施。(同学年男子 20 人) 管理職及び教員、出身小中学校の関係教員 30 人に聴き取り実施。 調査の対象に調査委員会の委員長がかつて校長を務めた中学校の生徒が複数含まれていることが判明。</p>		<p>顧問とは別の教諭らに手のまめを見せ「眠れない」などと訴えたが、教諭らは「自分で決めたことだ、頑張れ」「徐々に慣れる」と応じただけだった。</p> <p>これら複数のストレス要因を指摘した上で「いじめのみを自殺の要因と考えることはできない」と結論。自殺の原因を特定しなかった。</p> <p>また、生徒の訴えなどを見過ごした教諭や学校の責任についても言及しなかった。</p> <p>県教委は報告書を「報道機関などに提供しない」とする「誓約書」の署名を求めたが、遺族側は応じなかった。</p>
20-2	自殺 知事 再調査	遺族は自殺と、学校内のいじめや部活動の指導との関係を調べるよう求める。 遺族側は、委員長の大学教授ら複数の委員が県などと雇用関係にあったことなどで不信感を強めていた。	<p>2017/12/27 知事が再調査の実施を決定。県が設置する第三者委で再調査していく。</p> <p>県は「いじめ問題に迅速に対応するため」として、条例で常設の第三者委を設置しており、県内の大学教授や弁護士ら計5人の委員を任命している。再調査はこの委員会に委ねることにした。</p> <p>これに対し、遺族側は、遺族が推薦</p>		

				する県外の団体を通じて委員を新たに選ぶよう要望。県は「新たな委員会を設置したり、委員を代えたりするのは迅速な対応という第三者委の趣旨に反する」とし、新たな委員を加えることも、条例で「委員は5人以内」と定めているため「条例改正が必要で時間がかかる」と難色を示す。		
21-1	2016/8/19	自殺町教委	<p>青森県上北郡東北町の町立上北中学校の男子生徒(中1・12)が自宅敷地内の小屋で自殺。小屋の中で、「学校に行きたくない」という趣旨の遺書らしき紙が発見される。</p> <p>8/24 遺品を整理した際に、はがき大サイズの用紙 5~6 枚で、「いじめがなければもっと生きていた」との趣旨の記述などが見つかった。</p> <p>6 月、生徒は担任教諭に「席替えが嫌だ」と訴えた。母親が「椅子を蹴られるなどの嫌がらせをされている」と申し出て、学校は直後に席替えを行った。</p> <p>教委は、いじめ防止対策審議会を設置し、自殺の</p>	<p>2016/9/2 東北町教育委員会は、第三者でつくる付属機関「東北町いじめ防止対策審議会」を組織。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無に関する事実関係 ・死に至った過程や背景 ・再発防止策 <p>の3点について、審議会に諮問。</p> <p>2016/9/12 町教育委員会が調査部会を設置。</p> <p>調査部会長の栗林理人・弘前大特任准教授は、いじめを苦に自殺すると男子生徒の書き置きなどを根拠に、「いじめはあったと断定できる」との見解を記者発表。</p> <p>調査部会は今後、関係する生徒や教員からの聞き取りなどで、具体的ないじめの内容や自殺との因果関係を調べる。</p>	<p>審議会の委員は元小学校長、元中学校長、スクールカウンセラー、人権擁護委員、学識経験者2人の計6人。</p> <p>部会長:元小学校長の荒谷国人 大学特任准教授</p> <p>これに臨時の委員として各分野の専門家らを加え、それぞれの見地からの意見も聞く。</p> <p>2016/9/12 2回目の審議会で、臨床心理士など3人の臨時委員を新しく加え9人の委員で本格的な調査に入った</p> <p>審議会委員 計6人</p> <p>審議会長:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷 国人 元小学校長・大学特任准教授 <p>審議会長職務代理者:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・築田(やなだ?)兼男 学識経験者 	<p>2016/12/26 教育長に答申。</p> <p>調査委員会は、審議会は男子生徒に行われた行為のうち一部の生徒から「汚い」と言われていたほか、ばい菌扱いされたり机をたたかれたりするなど 6 項目中 3 項目をいじめと判断。いじめが自殺の一因であると認定。</p> <p>また、男子生徒が特定の同級生に後ろからいすを何度も蹴られることを「嫌がらせ」と訴えていたことについて、学級担任が同級生に「男子生徒が授業中に集中していない時などに合図を送る」よう依頼していたとし、これも自殺の一因になったとした。</p> <p>5月以降、本人が「死んだ方がいいんでしょ」などと話していたことを担任教諭は把握していたが、校長らには伝わっていなかったという。</p> <p>一方、繊細でこだわりがあるといった生徒本人の特性や、小規模な小学校から規模の大きい中学校へ進学したことによる環境の変化など、さまざまな背景が複合的に関係していたとする。</p> <p>概要版</p>

			原因を調べる。		<p>委員:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田 勲 中学校退職校長 ・中村 祐子 スクールカウンセラー(東北町審議会運営規則第3条第2項により全審議회를欠席) ・蛭澤 孝義 人権擁護委員 ・乙供 房子 学識経験者 <p>委員として各分野の専門家を加え、それぞれの見地からの意見も聞く。</p> <p>2016/9/12 2回目の審議会で、臨床心理士など3人の臨時委員を新しく加え9人の委員で本格的な調査に入った。</p> <p>臨時委員: 調査部会長:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗林 理人 弘前大学大学院医学研究科附属 子どものこころの発達研究センター特任准教授 医学博士 <p>委員:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤林 正雄 青森大学社会学部 社会学科教授 ・足立 匡基 弘前大学大学院医学研究科附属 子どものこころの発達研究センター特任助教 博士(人間科学)臨床 	http://www.town.tohoku.lg.jp/gyou_gui/info/section/pdf/izime_tyosa.pdf
--	--	--	---------	--	--	---

					心理士 村田 典子 青森県弁護士会 弁護士(第 5 回審議会及び第4 回調査部会(10/24)より参加)	
21- 2		自殺 町 第三者 再調査	2017/1/11 男子生徒 は書き置きに「(自殺 は)いじめが一番の原 因」と記し、いじめに関 わっていたとする生徒 の名前も残したが、調 査報告では書かれてい た生徒によるいじめは 認められなかったた め、母親が「納得がい かない」として再調査を 要望。	2017/1/25 町は再調査を決定。 2017/3/27 町いじめ問題再調査委 員会が発足。 再調査委員会が、学校が、男子生徒 自殺3カ月前の5月に全校生徒に行 ったいじめに関するアンケートの回 答を破棄していたことを把握。 学校は「いじめを訴えた生徒はいな かった」「破棄した時期もわからない」と説明。町教委は、アンケートは 保存義務がある公文書には当たら ないと判断し、学校に管理をまかせ たとしている。 一方母親は、自宅で生徒がアンケ ートに記入している姿を見ており、「悪 口、からかい」の欄に印をつけてい たという。 計 20 回の委員会 中学校や小学 校、同級生ら約 20 人に聴き取り。	大学教授、臨床心理士、社会 福祉士、弁護士の4人 委員長: ・久保 富男 青森中央短期大 学教授	2018/3/9 答申 中学校は特定の同級生を男子生徒の後ろの 席にし、授業に集中していなければ注意す るよう「支援」を頼んでいた。これを受けて同級 生は男子生徒のいすを何度も蹴っていた。再 調査委はこの行為を「いじめ」と新たに認定 し、自殺との因果関係を認めた。 支援を男子生徒や両親に伝えなかったこと で、男子生徒が混乱したとして「本件発生の端 緒になった」と判断。 また、男子生徒はいすを蹴られるのが「嫌だ」 と伝え、中学校側はいじめと判断していたにも かわらず、支援を中止せず、いじめ対策の 会議の開催や町教委への報告も怠った。これ を「致命的なミス」と指摘し、「支援さえけれ ば自死しなかったのではないか」と結論。 報告書 http://www.town.tohoku.lg.jp/gyou_gui/info/section/pdf/saichosa.pdf
22- 1	2016/8/25	自殺 市教委 常設	青森県青森市藤崎町の 浪岡中学校の葛西りまさ ん(中2・13)が JR 奥羽 線・北常盤駅で飛び込み 自殺。 事故前日(24日)は2学	2016/8/31 市教育委員会は、いじ め防止対策推進法に基づき設置して いる第三者機関「市いじめ防止対策 審議会委員」に、事実関係の調査を 要請。 学校も調査を始めており、両者が連	弁護士ら5人で構成。 医師会や弁護士会など、市内 の職能団体から推薦を受けた 2015年6月1日委嘱。 委員長: 榎引素夫 青森大教 授	2017/4/11 中間報告。 報告書案では、「相当に乱暴な言葉で、りまさ んを不快にさせる行動が断続的に存在した」 などとして、4件のいじめを認定。 しかし、自殺との直接原因は「確認できない」 とした。

			<p>期の始業式だった。女子生徒のスマートフォンから、「ストレスでもう生きていけそうにないです」などと書いた内容が見つかった。</p> <p>保護者は1年時から何度も学校にいじめの相談をしており、学校もラインに「死ね」と書いたり、うわさを書いた生徒らに注意するなどしていた。</p> <p>担任は加害生徒に「次やったら、親に言うからね」と脅しただけだったという。</p>	携して全容解明を目指す。	<p>委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山本 鉄也 弁護士 青い森法律事務所 ・荒谷 雅子 (財)日本医療機構 評価機構認定病院芙蓉会病院 精神科 医師 ・蝦名 享子 (財)日本医療機構 評価機構認定病院芙蓉会病院 臨床心理士 ・齋藤 史彦 公立大学法人青森県立保健大学 健康科学部 社会福祉学科 講師 <p>2016/11/1～ 臨時で追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木村 伸一 元中学校校長 <p>2016/12/19～ 臨時で追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本田 政邦 NPO 法人役員 	<p>「思春期うつ」を自殺の背景の一つとしつつも、『『思春期うつ』と『いじめによる心身の疲弊』が、並列して書かれていた』という。</p> <p>「思春期うつ」の根拠は示されなかった。</p> <p>また、いじめを単なるトラブルと判断するなど学校側の対応に問題があったとする。</p>
22-2	自殺 委員交代 市教委	<p>2017/4/23 遺族が精神科医(同じ病院の臨床心理士)など常任委員2人の解任を要望。「調査報告書案で思春期うつによる自殺との結論を導き、事実認定をゆがめた」「(報告書案の説明をする際に)遺族の心を傷つけた」と訴え、「委員の適格性を欠く」と主張。</p>	<p>2017/5/22 臨時会で要望の内容を協議したが、精神科医ら2人に、市いじめ審条例が解任理由として規定する「職務の遂行に必要な適格性を欠く行為」はなかったと判断。</p> <p>新たな常任委員5人については全国的な職能組織に推薦を依頼し、全員を県外から選ぶことも確認。</p> <p>青森市及び東京都内を会場として、審議会10回、作業部会としての連絡会を7回開催。</p>	<p>6人。</p> <p>会長：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野村 武司 弁護士 埼玉弁護士会 <p>副会長：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊東 亜矢子 弁護士 第二東京弁護士会 <p>委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天笠 崇 医療法人財団 東京勤労者医療会 代々木病院 精神科 科長 ・中谷 敬明 岩手県立大学 社会福祉学部 人間福祉学科 教 	<p>2018/8/2 210頁</p> <p>りまんへのいじめは中1の6月頃から始まった。同級生グループから仲間外れにされたり、学校や無料通信アプリ LINE で、「死ね」「うざい」といった悪口や容姿を中傷する行為など20件以上をいじめと認定。</p> <p>中2に進級しクラスが替わったものの、いじめが続いたことで「いじめから逃れられないとの意識や強い落胆の念を覚えるようになった」と指摘。「いじめられる状況が今後も続くものと感じ、将来を悲観した」と判断。いじめが自殺の「主要な原因」と認定。</p> <p>また、学校が生徒間のトラブルを把握してい</p>	

				遺族及び代理人弁護士、関係生徒及び保護者、関係教員及び関係者に対し、述べ65人に聞き取り調査。前調査委員会から、調査資料を引き継ぐ。	授 ・前島 康男 東京電機大学 理工学部 共通教育群 教授 ・和久田 学 大阪大学大学院 連合小児発達学研究所 特任講師	たにもかかわらず、いじめと捉えずに担任に対応を任せていた点を挙げ、「組織的対応がされていなかったのは学校の責任」と断定した。再発防止策として、教員が子供と向き合う余裕を持てる環境をつくるため、財政的措置を含めた対策など国や県レベルでの取り組みを提言した。 なお、自殺について、前回問題になった思春期うつや家庭環境に起因したとの記述はなかった。 報告書 https://www.city.aomori.aomori.jp/kyoiku-shido/h30singikai/300918.html
23-1	2016/10/6	自殺 市教委 第三者委	兵庫県神戸市垂水区の市立中学校の女子生徒(中3・14)が橋の欄干で首を吊って自殺。友人との交換ノートや「ツイッター」の記述などに、いじめを示唆する内容があり、「2年生のころから同級生に悪口を言われる、仲間はずれにされるなどのいじめを受けていた」という。 亡くなった当初、「家庭内トラブルを記した遺書があった」との誤った情報に基づく一部報道があっ	2016/10/20 女子生徒の保護者が、学校と市教委に「いじめがあった」と調査を要望していることを受けて、市教育委員会が第三者委員会を設置。2016/11/月上旬までに、全校生徒へのアンケートや、同級生や教職員への聞き取りを終えた。 2016/12/13 第三者委員会が調査していることが判明。「在校生や調査に影響がある」などとして、調査に入ったことを公表していなかった。アンケートや聞き取りの結果について、市教委は「調査内容に関わるので一切話せない」とし、調査結果についても「遺族には説明するが、公表するかどうかは未定」とする。	大学教授や弁護士、臨床心理士ら7人。 公平中立な調査のためとして公開しないとしていたが、市教育委員会の付属機関「神戸市いじめ問題審議会」(常設)が、第三者委員会として調査していることが判明。 委員長: 添田 晴雄 大阪市立大学大学院文学研究科 准教授 副委員長: 中村 豊 東京理科大学教職教育センター 教授 委員:	2017/8/ 調査委員会が遺族に報告書案を示す。容姿を中傷する発言や、廊下で足をかけられたりしたことを「いじめ行為」と認定。ただし、自殺の原因とは特定しない。 母親は原因究明が不十分として2度にわたって質問書を送ったが第三者委は回答せず、調査終了の意向を示した。 2017/8/8 165頁+資料 調査委員会は、容姿を中傷する発言や、廊下で足をかけられたりしたことを「いじめ行為」と認定。しかし学校側は全く気付いていなかったと指摘。他生徒らから女子生徒の異変の申し出がなかったことを理由に「(自殺の兆候を)教職員が察知するのは極めて困難」とし

		<p>た。</p> <p>2017/6/ 複数の同級生が新聞社の取材に、女子生徒は2年の時から「顔面凶器」と呼ばれたり、「告げ口をした」と根も葉もない噂を広められたり、足をかけられたり、授業中に消しゴムを投げられたり、趣味の絵や服装を「きもい」と言われたりしていたという。</p> <p>3年生になって腕を傷つけるなどの自傷行為を始め、2016年夏には仲の良い同級生に「死にたい」「学校に行きたくない」と漏らすようになったという。(2017/6/17 毎日新聞)</p>	<p>2016/12/26 同校は学期ごとに、生徒に生活状況のアンケートを実施しているが、前年度までに実施されたいじめの有無や悩みに関する生徒アンケート(中1、中2分)が保管されていないことが判明。</p> <p>市教委は「問題のある記述は教員が記録するなどして把握している。第三者委の調査であらためて生徒にアンケートもしており、支障はない」とする。</p> <p>2017/3/中旬以降、遺族の希望を受けて、卒業生を含む一部生徒を対象とした再度の聴き取り。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今塩屋 登喜子 兵庫県臨床心理士会 臨床心理士 ・田中 究 兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長 精神科医 ・田邊 哲雄 兵庫県社会福祉士会 社会福祉士 ・藤本 久俊 兵庫県弁護士会 弁護士 ・正木 靖子 兵庫県弁護士会 弁護士 	<p>た。自殺の原因も「特定できない」とし、いじめとの因果関係は認めなかった。</p> <p>報告書は、市の情報公開条例により、個人の特定につながるとして、全5章のうち、自殺の経緯や要因、いじめの内容などを記した第3章(64ページ分)は黒塗り。</p>
23-2		<p>2017/8/下旬 報告書に自殺から数日後に生徒6人にヒアリングしたメモが「破棄」との記載があるのに気付いた後任の校長らが、実際には教職員の1人がメモを保管していると市教委に報告。</p>	<p>目的:</p> <p>市教育委員会は、2016年10月11日に、教員が6名の生徒と面談した際の資料が、実際には同校に保管されていたにもかかわらず、遺族の同資料の存在についての問い合わせ等及び神戸地方裁判所からの証拠保全命令に対して、同校がそのような資料は存在しない旨の回答ないし、存在しない</p>	<p>羽田 由可(はだ ゆか) 弁護士 村上 英樹 弁護士</p>	<p>2018/6/1</p> <p>市教委に報告書を提出</p> <p>「事務量の増大や遺族の反応を心配するといっても、実際に遺族が求めている情報について同メモの存在を隠蔽することが誤った対応であることは言うまでもなく、非難されるべきものである。」</p> <p>「第三者委員会が平成29年8月8日で調査報告書を完成させたことから、教育委員会として</p>

			<p>2018/4/22 市教委は第三者委員会の調査報告書で「破棄された」としていた、自殺直後に学校側が友人らに聞き取った内容のメモが残っていたと発表。</p> <p>http://www.city.kobe.lg.jp/information/municipal/giann_etc/H30/img/kodomo300427-1.pdf</p>	<p>ことを前提とした対応をしていたこと、及び、その後の教育委員会の当該事実への対応状況に関して、事実経過を調査し、同校及び教育委員会がそのような対応をした背景や理由を明らかにする。</p>	<p>は、本件事案の区切りがついたとの意識のもと、メモの存否に関する重要性の認識の欠如のほか、本件以外にも事件事故が多発してそれへの対応を優先したことが原因と考えられる」</p> <p>学校の基本調査に面談の記載がない理由は、「遺族が明確にいじめが当該事案の背景にあることを述べていた事実が最も重要であると考え、生徒からの聞き取り内容等に言及されなかったものと思われる」</p> <p>「自死案件発生後生徒たちへの対応などに追われていた同学校の対応として一定の玄以がありそこまで補足することができなかったため、記載されなかったものと考えられる」</p> <p>「校長は意識的に省いたことはない旨述べており、10月11日面談でいじめの疑いがある事実を含む生徒からの申告があったことは教育委員会に伝えられていたから、意識的に隠そうとしていたとは認められない」と結論。</p> <p>報告書 http://www.city.kobe.lg.jp/information/municipal/giann_etc/H30/img/kodomo300606-1.pdf</p> <p>報告書追補 当時の校長が、メモ隠ぺい調査の弁護士に話したとされる内容について、本人が言っていないことが書かれていたり、重要な部分が落とされているという陳述書を提出。 http://www.city.kobe.lg.jp/information/municipal/giann_etc/H30/img/kodomo300730-4.pdf</p>
--	--	--	---	---	---

23-3	自殺 市長 再調査	<p>2017/8/下旬 報告書に自殺から数日後に生徒6人にヒアリングしたメモが「破棄」との記載があるのに気付いた後任の校長らが、実際には教職員の1人がメモを保管していると市教委に報告。</p> <p>2017/11/20 第三者委員会が調査対象の生徒の一部から聞き取りができていないことが判明。</p> <p>遺族は、文部科学省のいじめ調査ガイドラインで再調査の条件として記載されている「十分な調査が尽くされていない場合」にあたるとして、「自殺との関係やいじめの経緯の解明が不十分」として、市教委に追加調査をするよう申し入れた。</p> <p>2017/12/26 第三者委員会は、母親が求めていた追加調査の申し入れを拒否する回答。</p> <p>2018/3/ 遺族が報告書への所見を提出した際、校長が改めて市教委にメモの存在を報告。</p>	<p>2018/4/22 市教委は第三者委員会の調査報告書で「破棄された」としていた、自殺直後に学校側が友人らに聞き取った内容のメモが残っていたと発表。</p> <p>2018/4/26 市長は、「破棄された」とされていた友人らへの学校の聞き取りメモが見つかったことを受け、いじめに関する調査委員会を5月にも設置し、再調査すると発表。事務局は子ども家庭局に置く。</p> <p>2018/4/26 市長定例会見 http://www.city.kobe.lg.jp/information/mayor/teireikaiken/h30/300426.html#midashi36134</p> <p>2018/7/16 再調査委員会発足。 http://www.city.kobe.lg.jp/information/municipal/giann_etc/H30/img/kodomo300730-2.pdf</p>	<p>有識者2人、弁護士2人、精神科医1人の計5人吉田圭吾・神戸大大学院教授(臨床心理士)</p> <p>委員長: 吉田 圭吾 臨床心理士 神戸大学大学院人間発達環境学研究所教授</p> <p>職務代理: 春日井 敏之 立命館大学大学院教職研究科長/文学部教育人間学専攻 教授</p> <p>委員: 曾我 智史 弁護士 尼崎駅前法律事務所 三木 憲明 弁護士 いぶき法律事務所 山崎 信幸 精神科医師 京都府立洛南病院精神科医長</p>	
------	-----------------	---	--	--	--

			<p>市教委は遺族に謝罪。弁護士による調査で経緯を調べるという。</p> <p>2018/4/3 遺族の代理人弁護士が、市教委が設けた第三者委員会の調査内容が、自殺との因果関係やいじめが起きた背景などは明記しておらず不十分として、市長宛てに再調査を求める申し入れ書を提出。</p>			
24-1	2016/12/8	自殺	<p>兵庫県宝塚市のマンションから市立中学校の女子生徒(中2・14)が飛び降り自殺。</p> <p>外階段にあった生徒のかばんから遺書のようなメモが見つかった。</p> <p>また、日記に学校での人間関係の悩みをつづり、死亡前日には「もう死ぬ。生きる意味がない」などと書いていた。</p> <p>2016年11月末の学校生活アンケートでは、生徒の回答にいじめに関する記述はなかった。一方、友人が12月1日、「(亡く</p>	<p>2016/12/ 市教育委員会は、学校内でトラブルがあった可能性も含め、市教委常設の「いじめ防止対策委員会」に調査を依頼。</p>	<p>第三者委は大学教授、弁護士、臨床心理士の3人で構成。さらに精神科医、弁護士、スクールソーシャルワーカーの3人を加える予定。</p> <p>会長:石田 真美 弁護士 (会長:中村豊・関西学院大学教授 ?)</p>	<p>2018/7/ 報告書をまとめて遺族に提出。</p> <p>遺族側は「いじめと自殺の因果関係が分かりにくい」などと指摘。</p>

			なった生徒が)交友関係で困っているようだ」と学校に相談していた。			
24-2		自殺 報告書改訂				2018/10/1 報告書の内容を改訂。 女子生徒が仲間に入ろうとして他の生徒からストーカー呼ばわりされたことや、部活で仲間外れにされたことをいじめと認定。 部内で1年前にも不登校が発生しながら学校側が積極的に関わろうとしなかったと指摘。不登校になった生徒の訴えを真摯に受け止めていけば、「本件事態は回避しえたのかもしれない」と学校の責任に言及。 改訂された報告書では、「いじめの他に自死に結びつくような事柄は見当たらなかった」と追記。ほかにも数カ所、事実関係などが訂正された。 「遺族から報告書の公表の許可を得ていない」として、2つの報告書は非公表。
25-1	2017/4/17	自殺	福岡県北九州市の私立高校の女子生徒(高2・16)が学校の近くの墓地周辺のガードレールで首吊り自殺。 同級生のひとりに対し、無料通信アプリのLINEを通じて「私に何かあったらあなたたちのせい。後悔しても知らない」という内容のメッセージが送	2017/7/31 学校は、いじめがあったかどうか詳しく調べるための、第三者委員会を設置することを決定。	大学教授ら 委員長:大坪 靖直 福岡教育大学教授	2018/6/28 第三者委員会が調査報告書を発表。 委員会は、女子生徒と一緒に行動することが多かった数人のグループとのLINE上のやりとりを調べるなどして、自殺約1カ月前の終業式の日、友人4人が女子生徒を外して記念撮影したことや昼食時に仲間外れにしたことなど3件のいじめと認定。 その上で「いじめが自殺を生じさせた高度な蓋然性までは認められない」とし、いじめと自殺との因果関係は否定。

			<p>っていた。女子生徒と3人は仲の良いグループだったが、去年11月にトラブルがあって以降、関係が悪化していた。</p> <p>亡くなる1週間前に行われた担任との面談では、いじめについての相談はなかった。</p> <p>2017/5/下旬、緊急保護者会で、同級生などへの聞き取りから「いじめはなかった」と説明。</p> <p>2017/6/月上旬 遺族の意向で、全校生徒を対象にアンケート調査を実施。「クラスで写真を撮る時、わざと女子生徒が入らないようにしていた」という情報が複数寄せられた。メディアの取材に同級生が、学校で仲間はずれにされていた。クラスでトラブルがあり、昼休みは1人でお弁当を食べていたと証言。</p>			<p>女子生徒は亡くなる1週間前、グループとの関係が悪化したことを担任に相談していた。</p> <p>保護者は県知事に再調査を求める。</p>
26-1	2017/5/1	自殺 町教委 第三者委	<p>兵庫県多可町で、小学校の女子児童(小5・10)が自殺を図る。 5/2 死亡。</p>	<p>遺族が「いじめがあったのではないかと調査を要望。 町教委が第三者委員会を設置。</p>	<p>学識経験者や精神科医、臨床心理士ら5人で構成。 委員長:尾崎 公子 兵庫県立大教授(教育学)</p>	<p>2018/7/2 「いじめ」や女兒の属する女子グループの「いびつな社会関係」による疲弊感が自殺の要因と認定。</p>

			町教委が実施した教諭や同級生のアンケートからいじめが原因の疑いも浮上。	2017/7/23 初会合 自殺の背景の調査や再発防止策の提言を求める。 計 38 回の会議や調査		<p>女兒が属する5～10 人のグループは、「固定化した加害層」と、女兒を含む「加害者にも被害者にもなる流動的・可変的な層」があり、16年7月ごろからグループ内で流動的・継続的な嫌がらせがされていた。特定の児童から蹴られる暴力行為もあった。</p> <p>女兒は17年4月のメモでは「だれも、いじめたりしないようにしてください」と自分へのいじめを明確に言及。作成時期は不明だが「死にたい、でもこわいの苦しいから」というメモもあった。</p> <p>5年生になった17年4月以降、加害層の児童らが女兒の行動を監視するようになり、他のグループに属することがないよう圧力をかけ、一方で無視したり、悪口を言ったりすることがあった。</p> <p>こうした継続的な嫌がらせや圧力、監視を女兒への「いじめ」と認定。</p> <p>女兒は16年6月、9月、11月のアンケートでいじめを受けている旨を記入して書き直していた。11月には別のクラスの数名が女兒へのいじめに言及した。学校によるストレスチェックの数値も18年6月の「6」から、同年12月には「9」に上昇し、高ストレス群に入っていた。</p> <p>担任らは見守る程度にとどまり、学校で問題が共有されることなく、組織的な対応ができなかった、とした。</p>
26-2	自殺町	2018/7/	遺族は、メンバーを変え	2018/8/22 多可町は、再調査することを決定。	再調査委は5人程度で構成。弁護士、精神科医、臨床心理士、	

		再調査	<p>た再調査を希望。 遺族は、メンバーを変えた再調査を希望。</p> <p>(1)当該児童に対するいじめがどのようなものであったのか、大変わかりにくい書き方となっている。</p> <p>(2)当該児童に対するいじめの報告が保護者に全くなかった理由がはっきりしない。</p> <p>(3)いじめと自死との関連性について、「いびつな社会関係による疲弊感」を自死の要因とし、自己完結的に物事を対処する性格とも相まって自死を図ったと推察されるとあが、いじめ以外に自死の原因が存在したのかが明らかでない。 などの理由</p>	年度内に調査結果をまとめたい意向	社会福祉士、学識経験者らを候補とし、10月末の設置をめどに人選を進める。	
27-1	2017/10/-2017/11/末	不登校 市教委	<p>静岡県静岡市の市立千代田小学校で、男子児童(小5・11)が、複数の同級生から名前「菌」を付けて呼ばれたり、菌をなすりつけるような動作をされる、ズボンや下着を脱</p>	<p>2018/2/中旬 男子児童の保護者は、「他にもいじめがあったのではないかと」として、第三者委員会での調査を要望。</p> <p>2018/3/ 男児が長期間不登校になっていることから「重大事態」に認定。 市教委が設置した「市いじめ防止特</p>	弁護士や精神科医ら4人	<p>2018/5/22 調査報告書を市教委に提出。 児童の保護者の求めに応じ、市教委は報告書を市にも提出。 児童は昨年秋ごろから、同級生らに「〇〇菌」と呼ばれるいじめにあったと認定。 同11月に馬乗りになられ、下着をずりおろされたと訴えていた点については、保護者が市</p>

			<p>がされるなどのいじめを受けた。</p> <p>2017/11/末 保護者が学校に連絡。校内でアンケートを実施。</p> <p>担任の女性教師(50代)は度々いじめの現場に居合わせながら注意していなかった。</p> <p>12/ 学校は保護者会を開き、いじめを認めた。</p> <p>12/ 男子児童は登校できなくなる。その後、転校。</p> <p>学校が調査し、同級生が行為を認めたため、いじめと判断。</p>	<p>別調査委員会」が調査を開始。</p> <p>2018年3月7日から5月2日まで、計6回会議。</p> <p>一部事前調査を行ったが、5月15日の第7回を最後に調査中止を決めた。</p>		<p>教委への不信感から市部局での調査を要望し、第三者調査委が調査を中止したことから、事実の解明に至らなかった。</p>
27-2	不登校市再調査	<p>当該児童の保護者は、主治医にだけ聞き取りを行うなどの調査方法に疑問を抱き、市長に別の第三者委員会での調査を求める。</p>	<p>2018/5/ 市部局のいじめ防止再調査委員会で調査することを決定。</p>	<p>大学教授、医師、弁護士、教員OB、警察官OBの5人</p>		
27/33						

※ あくまで武田個人がネットや報道等で調べた範囲内の情報です。全てを網羅しているわけではありません。

「日本の子どもたち」 <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/>

⇒ 「オリジナル資料」 http://www.jca.apc.org/praca/takeda/takeda_data.html